
新潟県中越大震災復興計画

事業概要書



平成17年8月
新 潟 県

目 次

第1 基本事業の体系	-----	1
第2 基本事業の概要	-----	7

I 生活再建支援策

1 生活再建

(1) 住宅再建

① 自力再建への支援	-----	7
② 県産材活用等による自力再建への支援	-----	11
③ 自力再建困難者への支援	-----	13
④ 防災集団移転等への支援	-----	14
⑤ 災害廃棄物の処理支援	-----	16

(2) 生活支援

① 応急仮設住宅の環境改善の支援	-----	17
② 心身の健康づくりの支援	-----	17
③ 高齢者・障害者の生活支援	-----	20
④ 子どものこころのケア	-----	22
⑤ コミュニティの復興活動への支援	-----	24

(3) 生業再建

① 農地・農業用施設の復旧及び支援	-----	26
② 林業施設の復旧	-----	29
③ 養鯉業の再建支援	-----	31
④ 畜産業の再建支援	-----	33
⑤ 商工業の再建支援	-----	34
⑥ 被災者の就業支援	-----	37

2 生活基盤の復旧

(1) 公共土木施設等の復旧

① 道路・河川の復旧等	-----	40
② 土砂災害の復旧	-----	41
③ 水道の復旧支援	-----	42
④ 下水道・農業集落排水施設・合併浄化槽の復旧及び支援	-----	43
⑤ 地籍調査の促進	-----	43

(2) 公共施設等の復旧

① 社会福祉施設等の復旧支援	-----	45
② 文化財の復旧支援	-----	46

Ⅱ 復興施策

1 中山間地域の復興

(1) 中山間地域の農林業の再生

- | | | |
|----------------------|-------|----|
| ① 農林業の経営体制の再編・強化の支援 | ----- | 48 |
| ② 営農再編に合わせた農業基盤整備の促進 | ----- | 53 |
| ③ 担い手確保の支援 | ----- | 55 |

(2) 中山間地域の活性化

- | | | |
|-----------------------|-------|----|
| ① 新たな産業おこしへの支援 | ----- | 56 |
| ② 地域資源を活かした観光・交流産業の支援 | ----- | 59 |

2 産業・観光の復興

(1) 新産業の創出

- | | | |
|---------------|-------|----|
| ① 新たな事業展開への支援 | ----- | 62 |
| ② 企業誘致の促進 | ----- | 64 |

(2) 県内観光の復興

- | | | |
|-----------|-------|----|
| ① 県内観光の復興 | ----- | 69 |
|-----------|-------|----|

3 まちの再生

(1) まちなかの再生

- | | | |
|-----------------|-------|----|
| ① 快適で安全な都市づくり支援 | ----- | 71 |
| ② 商店街の復興支援 | ----- | 73 |

(2) 住宅・街並みの整備

- | | | |
|------------|-------|----|
| ① 住宅地の復興支援 | ----- | 76 |
|------------|-------|----|

4 災害に強い県づくり

(1) 防災体制の強化

- | | | |
|-------------------|-------|----|
| ① 地域防災体制の再構築 | ----- | 78 |
| ② 災害医療対策の確立 | ----- | 79 |
| ③ 災害救援ボランティア活動の支援 | ----- | 81 |
| ④ 災害情報の入手困難者への支援 | ----- | 82 |

(2) 防災基盤の強化

- | | | |
|-----------------------|-------|----|
| ① 緊急輸送ネットワークの整備 | ----- | 83 |
| ② 自然の猛威に備えた防災施設の整備と強化 | ----- | 83 |
| ③ 公共施設の耐震性強化 | ----- | 86 |
| ④ 住宅の耐震性強化の促進 | ----- | 87 |
| ⑤ 災害に強い水道施設の整備 | ----- | 89 |
| ⑥ 災害に対応できる情報通信基盤の整備 | ----- | 91 |

5 震災の経験と教訓の継承・発信

(1) 震災メモリアルと総合的教育研究機関

- | | | |
|---------------------------|-------|----|
| ① 震災メモリアル拠点構想 | ----- | 93 |
| ② 震災アーカイブス・ミュージアムの整備 | ----- | 93 |
| ③ 防災・安全に関する総合的教育研究機関の開設促進 | ----- | 93 |

凡 例

「第2 基本事業の概要」は、次のように統一的に記載しています。

記載例

(1) ○○○○

① ○○○○○○○○○○
【基本事業 △△△△ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○】

	事業名	事業主体	事業概要
01	○○○○○○○ 【県独自事業】 【○○○課】	○○○ 1 ○○○○ (1) ○○○○ ①○○○○ ア) ○○○○
02	○○○○○○○ (復興基金事業)	○○○ 1 ○○○○ (1) ○○○○ ①○○○○

- ・【基本事業 △△△△】 「新潟県中越大震災復興計画」の『基本事業』の欄に記載した5桁の整理番号と照合したもの
- ・【課 名】 事業の担当課名
- ・【県独自事業】 震災からの復旧・復興のため、新規に取り組む事業及び既存事業で特に重要な県独自（国庫補助等によらない）事業
- ・（復興基金事業） 財団法人新潟県中越大震災復興基金が実施する事業

○ 「事業主体」は、補助金、交付金、貸付金、利子補給等の事業については、補助対象、交付対象、貸付対象、利子補給対象等となる者を示しています。

第1 基本事業の体系

I 生活再建支援策

1 生活再建

(1) 住宅再建

① 自力再建への支援	11101 自力再建への支援
② 県産材活用等による自力再建への支援	11201 県産材を活用した住宅再建への支援
	11202 県産材を活用した住まい・まちづくりへの支援
	11203 地域の特性に合わせた住宅再建への支援
③ 自力再建困難者への支援	11301 災害公営住宅等の整備への支援
④ 防災集団移転等への支援	11401 防災集団移転への支援
	11402 がけ地近接等危険住宅移転への支援
	11403 空家住宅の活用等への支援
⑤ 災害廃棄物の処理支援	11501 災害廃棄物の早期適正処理への支援

(2) 生活支援

① 応急仮設住宅の環境改善の支援	12101 応急仮設住宅の生活支援
② 心身の健康づくりの支援	12201 心身の健康づくりの支援
③ 高齢者・障害者の生活支援	12301 高齢者・障害者の自立生活への支援
	12302 高齢者の社会参加の支援
	12303 障害者の生活支援
④ 子どものこころのケア	12401 乳幼児等のこころのケア
	12402 スクールカウンセラーの派遣
	12403 教育復興加配教員の配置
⑤ コミュニティの復興活動への支援	12501 地域コミュニティ再建への支援
	12502 復興支援ネットワークへの支援

(3) 生業再建

① 農地・農業用施設の復旧及び支援	13101 農業基盤の復旧への支援 13102 自力で復旧可能な農地への支援
② 林業施設の復旧	13201 中山間地の安全・安心な生活環境の確保 13202 林業基盤の復旧への支援
③ 養鯉業の再建支援	13301 養鯉施設の復旧への支援 13302 錦鯉養殖業の経営再建に向けた支援
④ 畜産業の再建支援	13401 畜産業の経営再建に向けた支援
⑤ 商工業の再建支援	13501 被災した中小企業者等への支援
⑥ 被災者の就業支援	13601 被災者の就業への支援 13602 雇用の維持・確保への支援

2 生活基盤の復旧

(1) 公共土木施設等の復旧

① 道路・河川の復旧等	21101 早急な道路機能の回復 21102 早急な河川機能の回復 21103 復興支援のための道路の早期供用
② 土砂災害の復旧	21201 安全・安心な生活空間の確保
③ 水道の復旧支援	21301 水道施設の復旧への支援
④ 下水道・農業集落排水施設・合併浄化槽の復旧及び支援	21401 下水道の早急な復旧 21402 農業集落排水施設への支援 21403 合併浄化槽設置の支援
⑤ 地籍調査の促進	21501 地籍データ再生への支援

(2) 公共施設等の復旧

① 社会福祉施設等の復旧支援	22101 医療施設等の復旧支援 22102 社会福祉施設等の復旧支援
② 文化財の復旧支援	22201 文化財の修理・修復への支援 22202 県立施設による資料保存の支援

Ⅱ 復興施策

1 中山間地域の復興

(1) 中山間地域の農林業の再生

- | | | |
|--------------------------|---------|---------------------|
| ① 農林業の経営体制の再編
・強化の支援 | — 31101 | 営農の継続に向けた支援 |
| | — 31102 | 農業の法人化等への支援 |
| | — 31103 | 土地利用型生産組織の育成・強化 |
| | — 31104 | 地域農業の生産体制の再構築に向けた支援 |
| | — 31105 | 林業への支援 |
| | — 31106 | きのこ産地の復興への支援 |
| ② 営農再編に合わせた農業
基盤整備の促進 | — 31201 | 生産性を高める農地整備等への支援 |
| | — 31202 | 担い手育成や農地利用集積に向けた支援 |
| ③ 担い手確保の支援 | — 31301 | 多様な担い手の確保への支援 |
| | — 31302 | 就農者の確保・育成への支援 |
| | — 31303 | 農村女性の活動促進への支援 |

(2) 中山間地域の活性化

- | | | |
|---------------------------|---------|--------------------|
| ① 新たな産業おこしへの支援 | — 32101 | 中山間地の特性を活かした取組への支援 |
| | — 32102 | 住民参加による活動への支援 |
| | — 32103 | 食品産業と産地の連携に向けた支援 |
| ② 地域資源を活かした観光
・交流産業の支援 | — 32201 | グリーン・ツーリズムの推進 |
| | — 32202 | 体験型観光を促進する施設整備 |
| | — 32203 | 豊かな自然の保全とふれあいの推進 |

2 産業・観光の復興

(1) 新産業の創出

- | | | |
|---------------|---------|------------------|
| ① 新たな事業展開への支援 | — 41101 | 中小企業への支援 |
| | — 41102 | 建設産業の新展開への支援 |
| | — 41103 | 新エネルギーの普及啓発 |
| ② 企業誘致の促進 | — 41201 | 企業の立地促進への支援 |
| | — 41202 | 防災・安全産業の誘致、創業の促進 |
| | — 41203 | 地域内再投資の支援 |

(2) 県内観光の復興

- | | | |
|-----------|---------|---------------------|
| ① 県内観光の復興 | — 42101 | 観光復興キャンペーンの展開 |
| | — 42102 | コンベンションの推進 |
| | — 42103 | 観光施設の復旧・整備支援 |
| | — 42104 | 中長期的な視点に立った観光地づくり支援 |

3 まちの再生

(1) まちなかの再生

① 快適で安全な都市づくり支援	51101	地域コミュニティ確保のための住宅周辺環境整備への支援
	51102	快適で安全な都市基盤整備の推進
② 商店街の復興支援	51201	商店街の復興に向けた支援

(2) 住宅・街並みの整備

① 住宅地の復興支援	52101	住宅地の復興に向けた支援
------------	-------	--------------

4 災害に強い県づくり

(1) 防災体制の強化

① 地域防災体制の再構築	61101	県地域防災計画の見直し
	61102	県の危機管理体制の充実・強化
	61103	自主防災組織の支援
	61104	防災関係講座の開設
② 災害医療対策の確立	61201	災害拠点病院の整備
	61202	被災地に対する医療支援活動の調整・連携機能の強化
	61203	災害派遣医療チーム（DMAT）の整備
	61104	医療資器材の備蓄、配備
③ 災害救援ボランティア活動の支援	61301	災害救援ボランティア活動の支援
④ 災害情報の入手困難者への支援	61401	視聴覚障害者に対する情報支援
	61402	在住外国人への支援

(2) 防災基盤の強化

① 緊急輸送ネットワークの整備	62101	新潟県地域防災計画の見直しに伴う緊急輸送ネットワークの見直し・充実
	62102	地域高規格道路の整備推進
	62103	災害に強い道路づくりの推進
② 自然の猛威に備えた防災施設の整備と強化	62201	災害に備えた防災事業の推進
	62202	堤防等河川管理施設の点検・対策の強化
	62203	災害時及び平常時における防災情報の充実
	62204	インターネットを使用した地盤情報システムの構築

③ 公共施設の耐震性強化	62301 非常用電源設備の充実強化 62302 防災行政無線の充実 62303 県立学校施設の耐震性強化
④ 住宅の耐震性強化の促進	62401 住宅の耐震強化への支援 62402 公営住宅の耐震改修
⑤ 災害に強い水道施設の整備	62501 水道施設整備への支援
⑥ 災害に対応できる情報通信基盤の整備	62601 情報通信格差の是正支援 62602 農業経営の活性化等に資するケーブルテレビ等の整備支援

5 震災の経験と教訓の継承・発信

(1) 震災メモリアルと総合的教育研究機関

① 震災メモリアル拠点構想	71101 震災メモリアルパーク構想の検討 71102 復興イベントの開催
② 震災アーカイブス・ミュージアムの整備	71201 震災の資料・記録の収集と伝承
③ 防災・安全に関する総合的教育研究機関の開設促進	71301 防災・安全に関する総合的教育機関の開設検討 71302 総合研究センターの設置検討

第2 基本事業の概要

I 生活再建支援策

1 生活再建

(1) 住宅再建

① 自力再建への支援

【基本事業 11101 自力再建への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 被災者生活再建支援金支給事業 【危機管理防災課】	住宅被災者	<p>生活基盤に著しい被害を受け、生活を再建することが困難な被災者に対して、その生活の開始を支援する。</p> <p>1 補助対象世帯：以下の全ての要件に合致する世帯</p> <p>①全壊世帯及び大規模半壊世帯</p> <p>②世帯収入の合計額等が以下のいずれかの世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年収500万円以下 ・世帯主の年齢が45歳以上で年収500超～700万円又は要援護世帯 ・世帯主の年齢が60歳以上で年収700超～800万円又は要援護世帯 <p>2 支援対象経費：</p> <p>①生活関係経費 物品購入費又は修理費、医療費、移転費、礼金等</p> <p>②居住関係経費 住宅の解体・撤去・整地費、民間賃貸住宅の家賃、住宅建設購入に係る借入金利息等</p> <p>3 支給限度額：</p> <p>①全壊世帯 最大300万円</p> <p>②大規模半壊世帯 最大100万円</p> <p>4 負担割合：国1/2、県1/2 (都道府県が拠出した基金を財源とする。)</p> <p>5 申請期間：</p> <p>①生活関係経費 災害発生から13ヶ月</p> <p>②居住関係経費(家賃等) 災害発生から25ヶ月</p> <p>③居住関係経費(家賃等以外) 災害発生から37ヶ月</p>
02 新潟県中越地震被災者生活再建支援事業 【県独自事業】 【危機管理防災課】	市町村	<p>中越大震災で大きな被害を受けた被災者に対して、市町村が生活再建のために必要な生活必需品の購入経費等の一部を補助した場合に、市町村に対して補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象：全市町村</p> <p>2 補助対象経費：</p> <p>①生活関係経費 物品購入費又は修理費、医療費、移転費、礼金等</p> <p>②居住安定関係経費 住宅の解体・撤去・整地費、住宅の改築補修費、建築・補修費等</p> <p>3 負担割合：県 2/3、市町村 1/3</p> <p>4 事業期間：平成16年度～</p>

事業名	事業主体	事業概要
03 被災者住宅復興資金利子補給 (復興基金事業)	住宅被災者	<p>被災住宅の復興のために必要な資金を借り入れる者に対し、利子補給を行うことにより、被災者の住宅再建の促進を図る。</p> <p>1 利子補給対象者：以下のすべてに該当する者</p> <p>①新潟県中越大震災により居住していた住宅に被害を受け、県内に再建、購入又は補修する者</p> <p>②り災証明書の交付を受けた者</p> <p>③平成20年3月31日までに金融機関等と金銭消費貸借契約を締結した者</p> <p>2 利子補給対象資金： 住宅金融公庫又は民間金融機関の住宅ローン</p> <p>3 利子補給対象融資額： ・建設・購入の場合 1,100万円 ・補修の場合（宅地のみの補修を含む） 590万円</p> <p>4 利子補給期間：5年</p> <p>5 利子補給率： 年収800万円以下 1.9% (給与所得者以外の者は所得金額600万円以下) 年収800万円超 1.0% (給与所得者以外の者は所得金額600万円超)</p> <p>6 事業期間：平成17年度～平成26年度</p>
04 災害被災者住宅再建資金貸付金 【県独自事業】 【建築住宅課】	住宅被災者	<p>中越大震災により被災した住宅の再建のために資金の借入が必要な者に対し、県が金融機関に資金を預託する協調融資の方法により、低利の融資を行う。</p> <p>1 貸付対象：次のいずれにも該当する者</p> <p>①中越大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、県内において、自ら居住するための住宅を建設又は購入若しくは補修する者</p> <p>②住宅金融公庫又は取扱金融機関から次に掲げる金額を借り入れても、資金が不足する者</p> <p>・建設、購入の場合 1,100万円 ・補修の場合 590万円</p> <p>2 貸付金額・貸付期間： ①住宅の建設・購入 ・1戸当たり10万円単位で50万円以上800万円まで ・25年以内 ②住宅の補修 ・1戸当たり10万円単位で50万円以上400万円まで ・20年以内</p> <p>3 貸付利率： 住宅金融公庫の災害復興住宅融資の金利より1%低い金利</p>
05 災害復興住宅融資 (住宅金融公庫)	住宅被災者等	<p>住宅金融公庫が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者等に、被災住宅の再建に必要な資金を低利で貸し付ける。</p> <p>1 貸付対象：次のいずれにも該当する者</p> <p>①被災住宅に自ら居住、又は被災者に賃貸するために、住宅を建設又は購入若しくは補修する者</p> <p>②建設又は購入については、「災害復興住宅に関する認定書」、補修については「り災証明書」の発行を受けた者</p> <p>2 貸付金額・貸付期間： ①建設資金 ・木造（一般） 1,100万円・25年以内</p>

	事業名	事業主体	事業概要
	【建築住宅課】		<ul style="list-style-type: none"> ・耐火、準耐火 1,160万円・35年以内 ②補修資金 <ul style="list-style-type: none"> ・木造（一般） 640万円・20年以内 ・耐火、準耐火 590万円・20年以内
06	被災宅地復旧工事 (復興基金事業)	宅地被災者	<p>中越大震災により被害を受けた宅地の復旧工事にかかる経費の一部を補助することにより、被災者の負担を軽減し、早期の復興を促進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者：被災宅地の復旧工事を行う宅地所有者等で、住宅金融公庫等の融資を受けることが困難な者 2 補助対象経費：以下の工事に要する経費 <ol style="list-style-type: none"> ①法面の保護 ②排水施設の設置 ③整地 ④擁壁の設置 ⑤地盤調査 ⑥その他被災宅地の復旧に必要な工事で市町村長が認めたもの 3 補助対象額：上限額 200万円 4 補助率：補助率1/2（補助金限度額 100万円） 5 事業期間：平成17年度～平成19年度
07	被災宅地復旧調査 (復興基金事業)	自治会等	<p>中越大震災により、特に甚大な被害を受け復旧が遅れている地域について、宅地の所有者等が行う被災宅地の復旧工法の調査に対して補助することにより、被災者の自立復興を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象地域： <ul style="list-style-type: none"> ・長期避難勧告・指示地域 ・宅地に甚大な被害を受け復旧が遅れているため、上記地域に準ずるものとして市町村長が特に認める地域 2 補助対象者：被災宅地の復旧工法の調査を行う自治会、区など被災者によって組織される団体 3 補助対象事業：専門業者に委託して行う被災宅地の復旧工法の調査 4 補助対象となる調査経費： <ol style="list-style-type: none"> ①宅地の被災状況の把握 ②被災宅地の復旧工法の提案 ③被災宅地の復旧工法の提案に必要な地質調査 5 補助率：10/10 6 補助限度額：1宅地あたり8万円 7 事業期間：平成17年度～平成18年度
08	高齢者を融資対象とするための支援 (復興基金事業)		(調整中)
09	高齢者・障害者向け住宅整備支援 (復興基金事業)	被災した高齢者・障害者	<p>被災した高齢者・障害者が居住し、かつ、対象者又はその親族が所有する住宅の再建に際し、その身体状況等に適した住宅とする場合、その費用の一部を補助することにより、住み慣れた地域での暮らしを確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者：震災により所有する住宅が半壊以上の被害を受けた次の要件のいずれかに該当する者又はその家族

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>①高齢者で介護保険法第19条の規程による要介護、要支援認定者 ②身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者 ③障害の程度欄が「A」の療育手帳の交付を受けている者 ※いずれも対象者の属する世帯員の前年の収入合計が600万円未満</p> <p>2 補助対象経費： 住宅再建に伴う住宅のバリアフリー化に係る費用 ①居室及び廊下等の段差解消、手摺り取り付け等 ②トイレ、浴室、玄関の段差等の解消、手摺り取り付け等 ③段差解消機、階段昇降機の設置 ④ホームエレベーターの設置</p> <p>3 補助限度額： ・高齢者 30万円 ・障害者 50万円</p> <p>4 補助率： ・生活保護世帯 10/10 ・所得税非課税世帯 3/4 ・その他の世帯 1/2</p> <p>5 事業期間：平成17年度～平成19年度</p>
10	母子寡婦福祉資金貸付金利子補給 (復興基金事業)	母子寡婦福祉資金借受者	<p>中越大震災により被災した母子家庭の母又は寡婦が、住宅の修繕や仮設住宅等から恒久住宅へ円滑に移転するため、県の母子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金又は転宅資金に限る。）を借り受けた場合に、借受者の負担軽減を図るため利子補給を行う。</p> <p>1 利子補給対象者：以下の要件をすべて満たす者 ①中越大震災によって被災した者 ②母子家庭の母、寡婦又は40歳以上の配偶者のない女子 ③住宅の修繕や仮設住宅等から恒久住宅へ移転するため、母子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金又は転宅資金）を借り受けた者</p> <p>2 利子補給対象経費： 住宅資金又は転宅資金の借受者が実際に支払った利子（年利3%、違約金を除く。） ※貸付申請期間 平成19年10月31日まで</p> <p>3 補助率：利子補給相当額の10/10</p> <p>4 利子補給対象期間： ①住宅資金 据置期間経過後5年間 ②転宅資金 据置期間経過後3年間</p> <p>5 事業期間：平成17年度～平成26年度</p>
11	生活福祉資金貸付金利子補給 (復興基金事業)	生活福祉資金借受者	<p>中越大震災で被災した低所得者等の復旧資金借入に対し、被災者の負担軽減を図るため利子補給を行う。</p> <p>1 取組みを行う者： 社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会</p> <p>2 利子補給対象者：以下の要件をすべて満たす者 ①中越大震災によって被災した者 ②生活福祉資金（震災に係る災害援護資金及び住宅資金に限る）を借り受けた者</p> <p>3 利子補給対象経費： 生活福祉資金（震災に係る災害援護資金及び住宅資金に限る）の借受者が実際に支払った利子（年3%、</p>

事業名	事業主体	事業概要
		延滞利子を除く。 ※貸付受付期間 平成19年10月31日まで 4 補助率：利子補給相当額の10/10 5 利子補給期間：据置期間経過後5年間 6 事業期間：平成17年度～平成26年度

② 県産材活用等による自力再建への支援

【基本事業 11201 県産材を活用した住宅再建への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 越後杉で家づくり促進事業 【県独自事業】 【林政課】	新潟県森林組合連合会、新潟県木材組合連合会	中越大震災に伴う住宅再建により、今後生じる大量の木材需要に対して、越後杉（県産スギ）を十分に供給できる体制を緊急に構築するため、素材の運搬費や製品の乾燥費等を支援する。 1 事業内容 ①県産素材広域供給支援事業 県産素材を被災地等のブランド材認証工場等へ短期、大量に供給するため、素材運搬経費の一部を助成し、広域的な集荷供給体制を確立する。 ②「にいがたの木の家」安全・安心資材供給支援事業 「強度が明らかな」にいがたスギブランド材等を供給するため、生産に不可欠な乾燥や強度測定等に係る経費の一部を助成し、安全・安心な住宅資材の供給体制を確立する。 2 補助対象： ①の事業 新潟県森林組合連合会 ②の事業 新潟県木材組合連合会 4 補助金額：(定額) ①の事業 1,540円/m ³ ②の事業 越後杉（乾燥）7,100円/m ³ 越後杉（一般）1,300円/m ³ 5 事業期間：平成17年度～平成19年度
02 越後杉で家づくり復興支援（復興基金事業）	大工、工務店等	工務店と施主、ブランド材認証工場等の3者が連携して、越後杉（新潟県で生産されたスギ製材品）を使用して住宅を再建する場合に支援する。 1 補助対象者： 市町村が発行する一部損壊以上のり災証明書を有する者に住宅を供給する大工・工務店等 2 補助対象事業： 住宅再建に係る越後杉を購入する経費 ①越後杉のうち品質・性能が明確な「にいがたスギブランド材」を延べ床面積1㎡当たり0.07㎡以上使用すること。 ②災害救助法適用地域及び激甚災害法告示地域内で再建するものであること。 3 補助対象経費： 住宅再建に必要な施主における越後杉購入経費 4 補助率：1/2 5 補助限度額：1,000千円/棟 6 事業期間：平成17年度～平成21年度

事業名	事業主体	事業概要
03 県産瓦使用屋根復旧支援 (復興基金事業)	屋根瓦工 事事業者	<p>中越大震災により被害を受けた住宅の建替えや修繕に伴う瓦屋根葺き工事について、品質の優れた県産瓦を使用した耐震葺き工法を推奨するため工事経費を補助する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者：屋根瓦工事事業者 2 補助対象事業： 市町村が発行する一部損壊以上のり災証明書を有する住宅の新築や修繕に伴う屋根瓦の全面葺き工事 ※補助金により、施主の費用負担が軽減される。 3 補助対象経費： 県産瓦の購入及び瓦葺工事に要する経費 4 補助率：1/2 5 補助限度額：850千円 6 事業期間：平成17年度～平成21年度

【基本事業 11202 県産材を活用した住まい・まちづくりへの支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 「にいがたの木の家」推進事業 【県独自事業】 【林政課】	新潟県木材組合連 合会	<p>「にいがたの木の家づくり協議会」が、中越大震災の被災者を対象に実施する住宅再建に関する相談会や県産材住宅の見学会、設計提案などの活動を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象地域：中越大震災被災地域 2 補助対象：新潟県木材組合連合会 3 補助対象事業： ①住宅相談会、にいがたスギブランド材展示会等 ②県産材住宅見学会、住宅再建ワークショップの開催等 ③県産材住宅アドバイザーの認定・派遣等 4 補助率：県 10/10 5 事業期間：平成17年度
02 県産瓦使用屋根復旧支援 (復興基金事業)	屋根瓦工 事事業者	(再掲) 12ページ【基本事業 11201-03】参照

【基本事業 11203 地域の特性に合わせた住宅再建への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 雪国住まいづくり支援 (復興基金事業)	住宅被災 者	<p>多雪地域における居住環境の確保のため、雪国特有の住様式で住宅を再建する必要がある被災者に対し、その費用の一部を補助することにより、住宅の早期復興を促す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象地域：災害救助法適用市町村 2 補助対象者： 半壊以上の住宅を新たに雪国特有の住様式で再建する者 3 補助対象経費： 雪国特有の住様式に沿った住宅で再建する費用のうち、次に掲げるいずれかの経費 (1)融雪式 屋根融雪装置施設（構造）のために要する全体工事費及び一般住宅より増加する建築工事費

事業名	事業主体	事業概要
		(2)落雪式 以下に掲げる工事費のうち該当するものの合計 ①一般住宅（カラー鉄板）と落雪式住宅（ステンレス鋼板、フッ素樹脂鋼板等の滑雪性能のある金属板）との屋根工事費の差額 ②屋根強制落雪施設（構造）に要する全体工事費 ③落雪した雪を消雪パイプ又は、融雪池を設置してボイラー等で加熱した温水で溶かす装置に要する全体工事費 ④一般住宅と高床式との基礎工事費の差額 (3)耐雪式 一般住宅と耐雪式の住宅との建築工事費の差額 4 補助率：10/10 5 補助限度額：660千円/戸 6 補助期間：平成17年度～平成19年度

③ 自力再建困難者への支援

【基本事業 11301 災害公営住宅等の整備への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 災害公営住宅整備事業 【建築住宅課】	市町村	大震災により住宅が滅失し、かつ住宅に困窮している世帯に対して住宅を供給する。 1 補助対象市町村： (1)罹災者公営住宅の場合（激甚法第22条） 滅失した住戸の戸数が次のいずれかに該当する市町村 ① 1 市町村で100戸以上 ② 1 市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 (2)災害公営住宅の場合（公営住宅法第 8 条） (1)に該当しない市町村で滅失した住戸が存するところ 2 入居対象者： 災害により滅失した住宅（損壊した部分の床面積が70%以上、または主要構造部の被害額が住宅の時価の50%以上）に居住していた低額所得者（収入月額26万8千円以下） 3 補助対象戸数： (1)罹災者公営住宅 滅失した戸数の5割 (2)災害公営住宅 滅失した戸数の3割 4 負担割合： (1)罹災者公営住宅 国 3/4、市町村 1/4 (2)災害公営住宅 国 2/3、市町村 1/3
02 地域住宅交付金	県、市町村	地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境の整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進することを支援する。 地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金。 1 基幹事業： ・公営住宅建設等事業 公営住宅・特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃

事業名	事業主体	事業概要
【建築住宅課】		<p>貸住宅の整備、既設公営住宅の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地区改良事業等 ・住宅市街地総合整備事業のうち、密集住宅市街地整備型のもの ・優良建築物等整備事業 ・住宅市街地基盤整備事業（上記事業に関連する公共施設整備） <p>2 提案事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の提案に基づく地域の住宅政策の実施に必要な事業等 例）・民間住宅の耐震改修・建て替え <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等の駐車場又は関連施設等（緑地、給水施設、排水処理施設等）の整備 ・公営住宅等の社会福祉施設等の一体的整備 ・住宅相談・住情報提供 <p>3 交付率：事業費に対して概ね45%</p>
03 小規模住宅地区等改良事業 （小規模住宅地区改良事業） 【建築住宅課】	市町村	<p>不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を行う市町村等に対し、国が必要な助成を行う。</p> <p>1 対象地区：不良住宅15戸以上かつ5割以上</p> <p>2 補助対象経費及び負担割合：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不良住宅の買収除却費 補助率：国 1/2、市町村 1/2 （跡地非公共 国 1/3、市町村 2/3） ・小規模改良住宅の建設費 補助率：国 2/3、市町村 1/3 ・用地取得、公共施設、地区施設整備費 補助率：国 1/2、市町村 1/2
04 災害公営住宅建設費補助事業 【県独自事業】 【建築住宅課】	市町村	<p>罹災者公営住宅等を整備する市町村に補助することにより、大震災により住家を失い、再建が困難な被災者の居住の安定を図る。</p> <p>1 補助対象：罹災者公営住宅等を整備する市町村</p> <p>2 補助対象経費： 公営住宅の建設等に係る経費（補助対象工事費）のうち国が定める標準建設費を超えた部分</p> <p>3 補助金額： 補助対象経費全額 ただし、標準建設費の10%を上限とする。</p> <p>4 事業期間：平成17年度～平成18年度</p>

④ 防災集団移転等への支援

【基本事業 11401 防災集団移転への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 防災集団移転促進事業	市町村	<p>災害が発生した地域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域（「移転促進区域」）内にある住居の集団的移転を促進するため、当該市町村に対して補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象：市町村</p>

事業名	事業主体	事業概要
【地域政策課】		2 採択要件： ・「移転促進区域」は、今後も災害の危険性が高い地域として、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域」に指定されること。 ・移転先に5戸以上（移転しようとする住居数が10戸を超える場合は、その半数以上の戸数）の規模の住宅団地を整備すること。 ・移転促進区域内からすべての住居が移転すること。 3 補助対象経費 ①住宅団地の用地取得造成 ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子補給） ③住宅団地に係る道路、上下水道等の公共施設整備 ④移転促進区域内の宅地及び農地の買い上げ ⑤住宅団地内の農林水産業共同施設の整備 ⑥移転者の住居移転に対する補助 4 補助率：国 3/4（地方財政措置があり実質94.25%） 5 補助限度額：17,535千円×移転戸数
02 新潟県防災のための住宅移転事業 【県独自事業】 【地域政策課】	市町村	防災集団移転促進事業と同一内容で、4戸以下の住宅を集団的、個別的に移転する場合に補助対象とする。 1 補助率：県 3/4（地方財政措置なし） 2 補助限度額：17,535千円×移転戸数

【基本事業 11402 がけ地近接等危険住宅移転への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 がけ地近接等危険住宅移転事業 【建築住宅課】	市町村	がけ地の崩落等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域について「危険住宅」の移転を行う者に対し補助金を交付する市町村に対し、国及県が補助金を交付する。 1 事業地区要件： ・建築基準法第39条第1項の規定による条例で指定した災害危険区域 ・建築基準法第40条の規定により条例で建築を制限している区域 ・土砂災害特別警戒区域 2 補助対象限度額： ・除却 780千円/戸（一般・特殊土壌地帯等とも） ・一般 4,060千円/戸 （建物 3,100千円/戸、土地 960千円/戸） ・特殊土壌地帯等 7,080千円/戸 （建物 4,440千円/戸、土地 2,060千円/戸、敷地造成 580千円/戸） 3. 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

【基本事業 11403 空家住宅の活用等への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 小規模住宅地区等改良事業（老朽住宅除却等事業）	市町村	不良住宅又は空家住宅の集積が居住環境を阻害し、または地域活性化を阻害している一因となっている地域に

事業名	事業主体	事業概要
【建築住宅課】		<p>において、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資するため、不良住宅又は空家住宅の除却及び空家住宅の活用を行う市町村等に対し、国が必要な助成を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象地域：過疎地域 2 補助対象経費： <ul style="list-style-type: none"> ・空家住宅又は不良住宅の除却の費用の補助 ・空家住宅の活用に要する費用の補助 3 負担割合：国 1/2、市町村1/2

⑤ 災害廃棄物の処理支援

【基本事業 11501 災害廃棄物の早期適正処理への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 災害廃棄物の早期適正処理への支援 【廃棄物対策課】	市町村	<p>生活環境の保全のため市町村が実施する災害廃棄物の収集、運搬及び処分について、早期に適正に処理が実施されるよう広域的調整を行う。</p> <p>また、災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業費について、国が補助金を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費：災害廃棄物の収集、運搬、処分費用 2 負担割合：国 1/2、市町村 1/2

(2) 生活支援

① 応急仮設住宅の環境改善の支援

【基本事業 12101 応急仮設住宅の生活支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 応急仮設住宅維持管理等 (復興基金事業)	応急仮設住宅管理推進協議会	<p>応急仮設住宅等の適正な維持管理等を行う関係市町村等の応急仮設住宅管理推進協議会等に対し、共同利用施設の維持管理等の財政支援を行うことで、被災者の自立復興を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者： 応急仮設住宅の維持管理を行うため関係市町村等で組織する市町村単位の応急仮設住宅管理推進協議会 2 補助対象事業： 応急仮設住宅の維持管理で、次のものに要する経費 <ol style="list-style-type: none"> ①共同利用施設の維持管理 ②入居者の維持管理支援 ③防火安全対策及び空き住戸の防犯措置 ④雪処理 ⑤集会所・談話室の光熱水費等の管理 ⑥高齢者・障害者向け住戸改善 ⑦応急仮設住宅間移転 ⑧家財置場用倉庫等借り上げ 3 補助対象経費：上記補助対象事業にかかる経費 4 補助金額： <ul style="list-style-type: none"> ・①～③に要する経費 1 団体当たり、管理する応急仮設住宅の戸数に一定の額を乗じて得た額と対象経費で実際に支出した額の、どちらか少ない方の額 ・④～⑧に要する経費 別に定める額 5 事業期間：応急仮設住宅の存続期間

② 心身の健康づくりの支援

【基本事業 12201 心身の健康づくりの支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 地域機関の現地チームによる市町村支援活動	県	<p>管内の被災市町村が被災者に対し、様々な健康福祉サービスを計画的に提供していく体制を整備するため、現地支援チームを設置し支援活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業内容 <ol style="list-style-type: none"> ①県の地域機関（保健所）における「現地支援チーム」設置と計画策定支援 市町村が行う健康福祉活動がより効率的に行われるよう、地域機関の職員その他に関係団体職員からなる「現地支援チーム」を設置。 「現地支援チーム」は市町村の保健医療福祉活動計画策定に関する助言、人材の派遣・調整などを行うため、必要な検討会議を行う。被害の甚大地域を所管する地域機関1箇所まで年2回開催予定。 ②健康福祉支援関係機関連絡会議を開催できない市町村への支援 被災により会議を開催することが難しい市町村の代わりに県の地域機関が開催する。(川口町、小千谷

事業名	事業主体	事業概要
<p>【健康対策課】 【福祉保健課】</p>		<p>市の2ヶ所、年3回) 2 事業期間：平成17年度</p>
<p>02 健康サポート事業 (復興基金事業)</p>	<p>県成人病 予 防 協 会、県看 護協会、 県栄養士 会、県歯 科保健協 会</p>	<p>仮設住宅入居者等の被災者を対象に、健康状態の把握や保健指導、受診指導等を行い、健康状態の悪化を予防するとともに健康不安の解消を図る。</p> <p>1 対象者：災害救助法適用市町村の住民 2 サービス内容及び対象経費： ①基本健康診査 ・自己負担分を除く健診費用 ②看護職による健康相談・訪問指導 ・健康相談や訪問指導に要する経費 ③栄養士等による食生活支援 ・栄養、食生活相談に要する経費 ・仮設住宅における運動、調理実習に要する経費 ・栄養、食生活等に関する情報提供に要する経費 ④歯科医師等による口腔ケア指導 ・仮設住宅の集会場等における歯科検診、口腔ケアに要する経費 ・訪問口腔ケアに要する経費 ⑤健康管理システムによる健康管理 ・健康管理システムの設置、運用に要する経費 3 補助先（委託先）： ①の事業（財）新潟県成人病予防協会 ②の事業（社）新潟県看護協会 ③の事業（社）新潟県栄養士会 ④の事業（財）新潟県歯科保健協会 ⑤の事業（社）新潟県看護協会 4 事業期間：平成17年度～平成18年度</p>
<p>03 こころのケア対策事業</p> <p>【健康対策課】</p>	<p>県</p>	<p>中越大震災で多様な心理的外傷を負った被災者のこころの健康の保持増進を図るため、こころのケア対策会議を開催し、専門的なケアの方策について検討する。 また、今後のこころのケア対策のためのマニュアルを作成する。</p> <p>1 こころのケア対策会議 ○構成員 新潟県精神科病院協会、新潟県精神医療機関協議会、新潟大学医歯学総合病院精神科、新潟県臨床心理士会、日本精神保健福祉士協会新潟県支部、日本精神科看護技術協会新潟県支部、独立行政法人国立病院機構さいがた病院、県立精神医療センター、被災市町村、被災地区保健所 2 マニュアル作成 ○作成時期：平成17年12月（予定） 3 事業期間：平成16年度～</p>
<p>04 こころのケア事業 (復興基金事業)</p>	<p>県精神保 健福祉協 会</p>	<p>中越大震災による被災とその後の生活ストレスに伴うPTSD（心的外傷後ストレス）やうつ病等の精神疾患の予防と早期発見を図るとともに、被災者の精神的健康の回復や適応障害の発生予防を図る。</p> <p>1 事業内容： ①関係職員の教育研修 ②普及啓発 ③こころのケアに関する調査研究、情報収集 ④被災者のうつ、自殺予防対策の実施</p>

	事業名	事業主体	事業概要
			⑤高齢者精神疾患に対する体制整備 ⑥こころのケアホットラインの設置 ⑦こころのケア相談会の開催 ⑧巡回訪問指導の実施 ⑨語らいの場の運営及び被災者自助グループの育成 ⑩ボランティアの育成・活用 2 実施方法等： 新潟県精神保健福祉協会に委託する。 新潟県精神保健福祉協会は新潟市にこころのケアセンターを、被災地域に地域こころのケアセンターを設置して、上記事業を実施する。 3 事業期間：平成17年度～平成26年度
05	老人保健事業負担金 (老人保健事業) 【健康対策課】	市町村	国民の老後における健康の保持を図るため、疾病予防、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、国民保健の向上と老人福祉の向上を図る。 1 事業内容 老人保健法第20条に掲げる市町村が実施する医療等以外の保健事業 ①健康手帳の交付 ②健康教育 ③健康相談 ④健康診査 ⑤機能訓練 ⑥訪問指導 2 負担割合：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3
06	インフルエンザ等感染症対策 (感染症危機管理体制整備事業) 【健康対策課】	県	感染症の発生動向を継続的に把握し、感染症流行状況等の情報提供を実施、必要に応じた予防策等の啓発普及を行い、復興に向けた被災者の活動を健康面から支援する。 ○負担割合：国 1/2、県 1/2
07	生活支援相談員設置 (復興基金事業)	県社会福祉協議会	被災者の福祉ニーズを把握し、必要な福祉サービスを調整、提供するため、新潟県社会福祉協議会が同会及び市町村社会福祉協議会に「生活支援相談員」を設置する場合に、新潟県社会福祉協議会に対して設置に要する人件費等の経費を補助する。 1 補助対象者：社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会 ※生活支援相談員設置数 新潟県社会福祉協議会：1名 市町村社会福祉協議会：27名 2 業務の例示： ①統括生活支援相談員 ・生活支援相談員への指導、連絡、調整 ・生活支援相談員の活動支援、情報収集等 ②生活支援相談員 ・各種福祉・生活関連サービスの利用援助 ・各種在宅福祉サービス（食事サービス、ふれあいいきいきサロン、子育てサロン等）の開発・実施 ・福祉的見守り・支援ネットワークづくり ・自宅や仮設住宅へ出向いての相談、情報提供 ・各種イベントの企画・実施 ・復興ボランティアセンターの活動 3 補助対象経費： ・人件費（賃金、通勤手当、社会保険料）

事業名	事業主体	事業概要
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業費（旅費、消耗品費、通信運搬費、ガソリン代、車両賃借料） 4 補助率：10/10 ただし、補助対象経費について他の団体等から補助を受ける場合は、それらを控除した額 5 事業期間：平成17年度～平成21年度

③高齢者・障害者の生活支援

【基本事業 12301 高齢者・障害者の自立生活への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 在宅福祉ボランティア活動活性化事業 【高齢福祉保健課】	県	<p>在宅福祉サービスの多様なニーズに対応するため、住民互助型の非営利組織として活動する「有償ボランティア団体」の育成を支援し、活動を活性化させるとともに、高齢者が社会参加できる場を広げる。</p> <p>1 事業内容： ①リーダー養成塾 在宅福祉ボランティア団体の中心的存在となり、組織作りができる人材を養成するための講座を開講 ②在宅福祉ボランティア活動活性化のための取り組み 圏域単位で地域の課題を分析し、在宅福祉ボランティア活動を活性化するために必要な勉強会等の開催 ③スーパーバイザーの派遣 現在活動している団体の運営上の問題点や、困難事例の解決について アドバイスするスーパーバイザーを派遣</p> <p>2 負担割合： ①、②の事業 国 1/2、県 1/2 ③の事業 県 10/10</p>
02 高齢者・障害者向け住宅整備支援 (復興基金事業)	被災した高齢者・障害者	(再掲) 9ページ【基本事業11101-09】参照
03 高齢者相互支援事業 【高齢福祉保健課】	(財)新潟県老人クラブ連合会	<p>仮設住宅等の高齢者を対象とした安否確認や元気付けのため、仮設住宅等への訪問や交流会を実施する。</p> <p>1 補助対象：新潟県老人クラブ連合会 2 補助対象経費： 事業実施に必要な報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料等 3 負担割合：国 1/2、県 1/2</p>
04 仮設デイサービスセンター設置 (復興基金事業)	社会福祉協議会、社会福祉法人	<p>仮設住宅に居住する高齢者がデイサービスセンターを利用することにより、隣近所の知り合いと一緒にデイサービスセンターで交流を図ることができ、仮設住宅内の限定された生活での高齢者の精神面の不安感の軽減や生活意欲の向上につながる。</p> <p>1 補助対象者： おおむね500戸を一団とした仮設住宅区域内に仮設デイサービスセンターを設置し、仮設住宅に居住する高齢者に対しサービスを提供する事業者</p>

	事業名	事業主体	事業概要
			2 補助対象経費： 仮設住宅設置期間内の仮設デイサービスセンター建物リース代 3 補助率：1/3（上限10,000千円） 4 事業期間：平成17年度
05	緊急障害福祉関係施設災害復旧 （復興基金事業）	障害福祉関係施設設置者等	災害復旧費国庫補助事業の対象とならない障害福祉関係施設（障害者小規模作業所等）の復旧に対して補助を行うことにより施設の早期復旧を図る。 1 補助対象者： ①社会福祉法に規定する障害福祉関係施設設置者（建物を自己所有していなかったことにより国庫補助が受けられない場合に限る） ②運営費について公の補助を受けている心身障害者小規模作業所実施者 ③運営費について公の補助を受けている精神障害者通所作業訓練所実施者 2 補助対象事業：上記対象者が行う次の事業 ①被災した既存施設の復旧（修繕） ②被災した既存施設の再興（新築又は借上） 3 補助対象経費： ①既存施設の復旧（修繕費） ②既存施設の再興 ・新築（修繕不能又は修繕費が新築と同程度以上かかる場合に限る） ・移転に伴う借上諸経費（改修費、初度設備整備費）（上限3,000万円。ただし、設置主体が社会福祉法人、医療法人で補助対象経費が80万円以下は補助対象外） 4 補助率： ・復旧 5/6 ・再興 3/4 5 事業期間：平成17年度～18年度
06	障害者グループホーム復旧 （復興基金事業）	障害者グループホーム設置者	被災した障害者グループホーム用家屋の修繕や被災したことによる新たなグループホームの設置にかかる改修等を支援することにより、障害者の地域における生活の場の確保を図る。 1 補助対象者： 災害救助法指定地域内において、現に知的障害者及び精神障害者地域生活援助事業（以下「グループホーム」という。）を運営する法人（仮設住宅においてグループホームを運営している法人を含む） 2 補助対象事業： ①被災したグループホーム用家屋の修繕 ②既存の障害者グループホームが被災したことにより新たにグループホームの設置が必要な場合の借上げに伴う家屋の改修（初度設備整備を含む） 3 補助対象経費：上記補助対象事業に要する経費 4 補助率：3に掲げる経費の2/3 （上限 1グループホームあたり1,000万円） 5 事業期間：平成17年度～18年度

【基本事業 12302 高齢者の社会参加の支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 地域の茶の間の普及 【高齢福祉保健課】	市町村	地域内における人との交流が希薄になり、地域のコミュニティの役割が果たせなくなってきた結果として孤独感を感じる高齢者等のために、地域住民が主体的に設置し運営する地域の交流システムとして「地域の茶の間」を各地域に普及させ、継続的な運営を支援する。
02 老人クラブ助成事業 【高齢福祉保健課】	老人クラブ、市町村老人クラブ連合会	高齢者の生きがいや健康づくり事業を推進するため、老人クラブや市町村老人クラブ連合会に助成する。 1 補助対象： ①老人クラブ ・老人クラブ運営費補助金 ②市町村老人クラブ連合会 ・市町村老人クラブ連合会活動促進費補助金 ・市町村老人クラブ連合会健康づくり事業補助金 2 補助対象経費：運営及び事業実施に必要な諸経費 3 負担割合：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3

【基本事業 12303 障害者の生活支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 障害児（者）地域療育等支援事業 【障害福祉課】	県	在宅障害児（者）の地域生活を支援するため、障害児（者）施設の有する専門的な機能を活用し、療育・相談体制の充実を図るとともに各種福祉サービスの提供に係る援助及び調整等を行う。

④ 子どものこころのケア

【基本事業 12401 乳幼児等のこころのケア】

事業名	事業主体	事業概要
01 児童相談所による相談及び講演会等の普及啓発活動 【児童家庭課】	県	被災した乳幼児等の心のケアのために、児童相談所による相談、保育士や保護者向けの講演会等を行って継続的に支援する。 1 相談会 ①対象：心のケアを必要とする被災した乳幼児等及びその保護者 ②地域：被災市町村 ③内容：児童相談所の児童福祉司、心理判定員、児童精神科医等による来所相談、または被災地域における巡回相談 2 講演会等 ①対象：保護者及び保育士、保健師、相談員等の専門職員 ②地域：被災市町村 ③内容：子どもの心のケアに関する児童精神科医等による講演会及び専門職員向けの研修会

【基本事業 12402 スクールカウンセラーの派遣】

事業名	事業主体	事業概要
01 スクールカウンセラー活用事業 【義務教育課】	県	<p>カウンセリングを受けた児童生徒の中には、継続して見守る必要のある児童生徒が出てきており、また、時間の経過とともに新たに心のケアが必要な子どもも出てくることから、平成17年度以降も引き続きカウンセラーを派遣する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 派遣対象校：災害救助法適用市町村の小中学校 派遣回数：二月に1回程度 各学校の申請に応じて派遣 派遣の種類： <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー活用事業でカウンセラーが配置されている学校については、当該スクールカウンセラーが心のケアを実施 ・スクールカウンセラーが配置されていない学校については、学校の要請に応じて臨床心理士を派遣 負担額：国 1/2、県 1/2 なお、予算措置を上回る場合は、復興基金で対応 事業期間：平成16年度～
02 被災児童生徒対象カウンセラー派遣（公立学校） （復興基金事業）	県、市町村	<p>公立学校に在籍する児童生徒の中で継続して専門家によるカウンセリングを必要とする児童生徒に、平成17年度以降も引き続き専門家によるカウンセリングを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 派遣対象校：災害救助法適用市町村に所在する公立学校 派遣回数：おおむね月に1回程度 各学校の申請に応じて派遣 事業期間：平成17年度～
03 被災児童生徒対象カウンセラー派遣（私立学校） （復興基金事業）	私立学校	<p>中越大震災の被災生徒・園児に対する心のケアを推進するため、私立学校の設置者が実施するカウンセリングに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助対象：災害救助法適用市町村に居住し、心のケアが必要な生徒・園児を対象に、臨床心理士等によるカウンセリングを実施する私立学校 補助対象経費：カウンセリングの実施に必要な経費（謝金、旅費等） 補助率：10/10 事業期間：平成17年度～平成26年度

【基本事業 12403 教育復興加配教員の配置】

事業名	事業主体	事業概要
01 教育復興加配教員の配置と研修	県	<p>中越大震災により被災した児童生徒の中には引き続き心のケアを行わなければならない子どもが多くおり、また、時間の経過とともに新たに心のケアが必要な子どもも出てくることから、学級担任が行うきめ細かな心のケアや教育相談を含めた生徒指導等に対して継続的な支援を行うため、教育復興加配教員を配置する。</p> <p>また、被災地にある学校教育の復興を担う教育復興加配教員に、こうした状況に対応できる資質・指導力を身</p>

事業名	事業主体	事業概要
【義務教育課】		<p>に付けさせる研修を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配置人数：92人（21市町村85校、平成17年度現在） 2 教育復興加配教員研修： 復興加配教員の役割、服務勤務、学習指導・教科指導、同和教育、教育相談、カウンセリング等について研修を実施 3 国の支援措置：給与費の1/2国負担 4 事業期間：平成16年度～

⑤ コミュニティの復興活動への支援

【基本事業 12501 地域コミュニティ再建への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 復興コミュニティづくり支援（復興基金事業）	集落、自治会等	<p>被災地域のコミュニティ復興に向け、集落や自治会の機能を再生する仕組み（プラン）を住民が共有・実践する「集落等の復興」や地域での活性化イベントの開催などによる地域づくり活動、コミュニティ復興に向けて必要な設備の修繕・再整備等の「コミュニティ元気づくり」に対して補助金を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象： 中越大震災に際して災害救助法の適用を受けた市町村に存する単独又は複数の集落や自治会の地域住民が組織する団体 2 補助対象経費： (1)集落等復興関連経費 地域住民の連携や共助による復興に向けたコミュニティ形成のプランづくりや実践活動（特産品開発・販売、都市との体験交流、高齢者の生きがいづくり等）に要する経費 (2)コミュニティ元気づくり関連経費 ①地域資源、景観の再生活動や活性化イベントに要する経費 ②生活安全の確保（防犯灯等）、集落行事等の再生（太鼓、おみこし等）、生活環境の維持（コミュニティ掲示板等）に必要な中越大震災により被災した設備の修繕・再設置等に要する経費 3 補助率：1/2 4 事業期間：(1)の経費 平成17年度～平成23年度 (2)の経費 平成17年度～平成21年度

【基本事業 12502 復興支援ネットワークへの支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 復興支援ネットワーク（復興基金事業）	大学・経済団体・民間団体・市町村等で構成する団体	<p>大学と経済団体、NPO等民間団体、市町村などのネットワーク化を整備・運営し、地域の復興について調査、支援、助言並びに検証を行う団体に対して補助金を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者：次の全ての要件を満たす団体 (1)次のいずれをも構成員とする団体 ①複数の大学又はその職員

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>②次のいずれかの県内の団体又はこれら団体の職員、構成員等によって構成される団体</p> <p>ア)経済団体 イ)公益法人、NPO法人等の民間団体 ウ)中越大震災に際して災害救助法の適用を受けた市町村</p> <p>(2)事務局は災害救助法適用市町村に存すること</p> <p>2 補助対象経費：</p> <p>(1)ネットワーク事務局の整備・運営費 (2)復興支援活動経費</p> <p>3 補助率：</p> <p>(1)事務局の整備・運営費 1/2以内 (2)復興支援活動経費 10/10以内</p> <p>4 補助限度額等： 5,000千円／年（ただし、1団体3年間を限度）</p> <p>5 事業期間：平成17年度～平成21年度</p>

(3) 生業再建

① 農地・農業用施設の復旧及び支援

【基本事業 13101 農業基盤の復旧への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 農地災害復旧事業 【農地建設課】	市町村、土地改良区、農業協同組合等	農地が暴風、洪水、地すべり、地震、落雷、その他異常な天然現象によって発生した災害について、従前の効果を回復する為に必要な工事に対して補助金を交付する。 1 事業主体： （団体営）市町村、土地改良区、農業協同組合等 2 採択要件：1箇所工事費が40万円以上 3 負担割合（平均負担率）： （団体営）国 97.1%、地元 2.9% ※市町村により負担率は異なる。
02 農地災害関連区画整備事業 【農地建設課】	市町村、土地改良区、農業協同組合等	被災農地の災害復旧に併せて、隣接する農地等を含めて区画形質の変更、被災原因の除去等の工事に対して補助金を交付する。 1 補助対象：市町村、土地改良区、農業協働組合等 2 採択要件： 再度災害防止の為にを行うものであって、受益戸数2戸以上、工事費が400万円以上、復旧事業の被災面積・復旧工事費以内、他の改良計画がなく事業効果大のもの。 3 負担割合（基本負担率）： 国 50%、県 12.5%、地元 37.5% ※特定地域は県費2.5%増。ただし激甚災害適用の場合県費補助率は別に定める。 農業用施設のみ激甚災害の嵩上げあり。
03 農業用施設災害復旧事業 【農地建設課】	県、市町村、土地改良区、農業協同組合等	農業用施設が暴風、洪水、地すべり、地震、落雷、その他異常な天然現象によって発生した災害について、従前の効果を回復する為に必要工事に対して補助金を交付する。 1 事業主体： （県営）県 （団体営）市町村、土地改良区、農業協同組合等 2 採択要件： 1箇所工事費が40万円以上 3 負担割合（平均負担率）： （県営）国 98.7%、県 補助残の70%、 地元 補助残の30% 地すべり指定地は、国 98.7%、県 1.3% （団体営）国 98.7%、地元 1.3% ※市町村により負担率は異なる。
04 農林水産業共同利用施設復旧支援事業 【県独自事業】	農業法人等	1 事業内容： ①県単事業設置施設復旧支援 県単事業で整備した施設であって、新潟県中越大地震により被災したものの改修及び整備を緊急的に実施し、その機能を維持することにより所期目的遂行の円滑化を図る。 ②共同利用施設復旧支援 新潟県中越大地震により被災した共同利用施設の復旧を図ることにより、被災地域の稲作の再生、及び米政策改革に対応できる生産構造改革の構築を緊急的に実施する。

	事業名	事業主体	事業概要
	【地域農政推進課】		<p>2 事業主体： ①の事業 農林漁業者の組織する団体等、県単事業の対象とする施設の所有者（市町村は除く） ②の事業 農業者等の組織する団体、農業法人</p> <p>3 補助対象地域： 中越大震災による農地等の被害が大きい市町村</p> <p>4 補助対象施設：以下の事業に該当しないもの ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ・新潟県中越地震被災経営構造対策等施設改修・整備事業 ・新潟県中越地震被災生産総合対策等施設復旧事業 ・新潟県中越地震被災新山村振興等農林漁業特別対策等施設改修・整備事業</p> <p>5 補助対象経費： ①の事業 被災施設の改修・整備にかかる経費 ②の事業 直接工事費及び工事雑費</p> <p>6 補助率： 一般地域 4.5/10以内 中山間地域 1/2以内 （農業共済金等の支払いがある場合は、補助対象事業費からこれを控除する。）</p> <p>7 事業費の範囲：400～30,000千円</p> <p>8 事業期間：平成16年度～平成17年度</p>
05	農林水産業経営再建整備支援（復興基金事業）	農林水産業者の組織する団体	<p>震災前の営農状態にスムーズに移行できるよう、経営の再建に必要な施設・機械等の改修・修理・整備費等を助成する。</p> <p>1 補助対象者： ・中越大震災により被災した農林水産業者の組織する団体 ・農地等の被害額が農業所得の10%以上の市町村（13市町村）内で行うものに限る。ただし、内水面漁業用関係施設機械にあつては、中越大震災による養殖施設の被害面積が20%を超える市町村（6市町）とする。</p> <p>2 補助対象経費： ①被災施設の復旧 被災施設等の改修・整備に係る費用及び施設の取り壊し、整地、排土等に要する経費（40万円以上/1工事） ②被災機械の修繕・整備等 経営の再開に必要な農業用機械、内水面漁業用機械、林業用機械等の修理・購入に要する経費 ・修理：1台当たり50万円以下 （事業主体当たり20万円以上） ・購入：1台当たり50万円以上</p> <p>3 補助率： 施設の復旧・機械修繕（共済金等控除後） 被災前年の構成員1人当たりの平均農業所得が 300万円以下の場合 1/2 300万円を超える場合 1/4 ※林業者、水産業者も上記金額に準じる</p>

事業名	事業主体	事業概要
		4 補助限度額： 4,000万円（うち機械3,000万円）/1組織 5 事業期間：平成17年度～平成19年度
06 農業用水水源確保支援 （復興基金事業）	土地改良区、集落組織、用水組合等	中越大震災の影響により湧水・地下水が枯渇又は減少した地域の耕作放棄の防止、農家経営及び集落の維持を図るため、新たな代替用水施設の確保を支援する。 1 補助対象者： 震災の影響により湧水・地下水が枯渇又は減少した地域で、代替用水施設を確保しようとする農家で構成する団体（農家戸数2戸以上）等 2 補助対象事業： 代替用水施設の新設（井戸、横孔ボーリング、ため池整備等） 3 補助対象経費： 上記補助対象事業に要する経費 4 補助率：2/3以内（上限額 300万円/箇所） 5 事業期間：平成17年度～平成18年度

【基本事業 13102 自力で復旧可能な農地への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 建設機械の貸し出し 【農地建設課】	県	中越大震災等により被災した地域における、自ら、小規模な農地及び農業用施設の復旧、復興を行う営農組織、集落等への作業の効率化を図るための支援。 1 事業内容： 小型建設機械（ミニバックホウ）の無償貸与 2 貸与先：市町村及び土地改良区
02 手づくり田直し等支援 （復興基金事業）	農林水産業者、農林水産業者で組織する団体、農林漁業団体	営農の基盤である農地及び農業用施設等が被災した地域において、国の災害復旧事業に該当しない小規模農地等の復旧及び被災により失われた水田の地力を回復させるための経費を助成し、農林水産業の維持を図る。 1 事業内容： ①小規模農地等の復旧 ②水田の地力回復 2 補助対象者： ①の事業 中越大震災による被災農地等を現に利用している又は今後利用しようとする農林水産業者及び農林水産業者で組織する団体並びに農林漁業団体（ただし、農林業者は中越大震災による農地等の被害額が農業所得額の10%以上の市町村（13市町村）、水産業者は、中越大震災による養殖施設の被害面積が20%を超える市町村（6市町）に限る。） ②の事業 被災農業者 3 補助対象経費： ①の事業 被災した農地・農道・用排水路・養鯉池等の復旧、整備作業に要する経費 対象事業費 1 か所40万円以下（ただし、養鯉池13万円以下）

事業名	事業主体	事業概要
		②の事業 被災前の土壌条件に戻すために行う土づくり肥料や堆肥等による土壌改良等に要する経費（1ほ場につき1回限り） 4 補助率： ①の事業 3/4 ②の事業 1/2（11千円/10aを限度） 5 事業期間： ①の事業 平成17年度～平成18年度 ②の事業 平成17年度～平成19年度

② 林業施設の復旧

【基本事業 13201 中山間地の安全・安心な生活環境の確保】

事業名	事業主体	事業概要
01 災害関連緊急治山事業 【治山課】	県	民有林等において、災害により新たに発生し、または拡大した荒廃山地またはなだれ発生地につき、災害発生年に緊急に行う復旧整備を実施。 1 採択基準： (1)重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要があるもので下記に被害を与えると認められるもの (2)公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの ①国道、県道等、その他公共施設のうち重要なもの ②農地、農道、ため池、用排水施設 ③人家10戸以上 2 工事規模：1箇所 600万円以上 3 負担割合：国 2/3、県 1/3
02 災害関連緊急地すべり防止事業 【治山課】	県	災害により新たに発生し、又は拡大した地すべりで、災害発生年に緊急に行う復旧整備に係る地すべり防止工事を実施。 1 採択基準： (1)重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要があるもの (2)公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので下記に被害を与えると認められるもの ①多量の崩土が溪流又は河川に流入した下流の1級河川又は2級河川 ②国道、県道等、その他公共施設のうち重要なもの ③農地、農道、ため池、用排水施設 ④人家10戸以上 3 工事規模：1箇所 600万円以上 4 負担割合：国 2/3、県 1/3 （ただし、山腹に係るものは国 1/2、県 1/2）
03 林地荒廃防止施設災害復旧事業	県	地方公共団体が施行し管理している治山施設（保安施設）が異常な天然現象により被災した場合に行う。 1 採択基準： 降雨、こう水、暴風、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害であること

事業名	事業主体	事業概要
【治山課】		①降雨は、最大24時間雨量が80mm以上 ②風は、最大風速15m以上 2 工事規模：1箇所 120万円以上 3 負担割合（基本率）：国 2/3、県 1/3
04 地すべり防止施設災害復旧事業 【治山課】	県	地方公共団体が施行し管理している地すべり防止施設が異常な天然現象により被災した場合に行う。 1 採択基準： 地すべり、その他の異常な天然現象により生じた災害であること 地すべりは、被災前にブロック概成していること 2 工事規模：1箇所 120万円以上 3 負担割合（基本率）：国 2/3、県 1/3
05 復旧治山事業 【治山課】	県	山腹崩壊地、はげ山、浸食されたり異常な堆積をしている溪流など荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る。 1 採択基準： (1) 1級河川上流 (2) 2級河川上流 (3) その他河川又は地区で次に該当するもの ①市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 ②主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路、港湾等）の保護 ③農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 2 工事規模： 1 施行箇所の事業費 全体計画 7,000万円以上 3 負担割合：国 1/2、県 1/2
06 地すべり防止事業 【治山課】	県	地すべりによる被害を防止、軽減するため、地すべり防止区域内の地すべりを防止する施設等を整備する。 1 採択基準： (1) 1級河川上流 (2) 2級河川上流 (3) その他河川又は地区で次に該当するもの ①市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 ②主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路、港湾等）の保護 ③農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 2 工事規模： 1 施行箇所の事業費 全体計画 1億円以上 3 負担割合：国 1/2、県 1/2

【基本事業 13202 林業基盤の復旧への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 林道施設災害復旧事業	市町村、森林組合	地震等の異常な天然現象により生じた災害に起因して被災をうけた林道施設の復旧に対して助成する。 1 補助対象：市町村、森林組合 2 負担割合（基本率）： 国 50%～65%、市町村・森林組合等 50%～35% ※ただし、甚大な被害を受けた地域については高率

事業名	事業主体	事業概要
【林政課】		補助される。 また、さらに激甚災害に指定された場合は補助率の嵩上げもある。

③ 養鯉業の再建支援

【基本事業 13301 養鯉施設の復旧への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 養殖施設災害復旧事業 【水産課】	市町村	<p>中越大震災で被害を受けた鯉の養殖施設の復旧に要する経費を助成する。</p> <p>1 補助対象： ①対象要件 激甚災害を受けた鯉の養殖施設の復旧（被災養殖池の面積がその市町村内の養殖池の100分の20を超える市町村の区域にあるものに限る） ②対象市町村 長岡市（旧長岡市、旧山古志村のみ）、小千谷市、栃尾市、魚沼市（旧小出町、旧堀之内町、旧広神村のみ）、川口町</p> <p>2 補助対象経費： ①施設復旧経費 鯉の養殖施設の復旧に要する経費で、1箇所あたりの事業費が13万円以上のもの ②調査、測量等経費 養殖池（コンクリート、合成樹脂造りのものを除く）及びこれに関連した復旧事業に係る計画概要書を作成するに要した調査、測量等に関する委託及び請負経費</p> <p>3 補助率： ①施設復旧経費 国 9/10 ②調査、測量等経費 国 5/10</p> <p>4 事業期間：平成16年度～平成17年度</p>

【基本事業 13302 錦鯉養殖業の経営再建に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 錦鯉産地緊急支援対策事業（生産設備等緊急対策事業） 【水産課】	市町村、生産者が所属する漁業協同組合・農業協同組合、3戸以上の生産者が組織する団体	<p>中越大震災で甚大な被害を受けた錦鯉生産者の仮設養殖施設（飼育池、給排水施設等）の整備に要する経費に対して補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象者： 市町村、生産者が所属する漁業協同組合及び農業協同組合、3戸以上の生産者が組織する団体</p> <p>2 補助対象経費： 仮設飼育池の造成及び復元経費、給排水等付帯設備の設置経費等</p> <p>3 補助率：1/2以内</p> <p>4 事業期間：平成17年度</p>

事業名	事業主体	事業概要
02 錦鯉産地緊急支援対策事業 (生産体制再構築等推進対策事業) 【水産課】	市町村、生産者が所属する漁業協同組合・農業協同組合、錦鯉養殖業の振興を目的として組織された公益法人	中越大震災で甚大な被害を受けた錦鯉生産者が協業化の推進のための検討会、親鯉の共同利用の実証等協業化の取組みに要する経費に対して補助金を交付する。 1 補助対象者： 市町村、生産者が所属する漁業協同組合及び農業協同組合、錦鯉養殖業の振興を目的として組織された公益法人 2 補助対象経費 協業化に向けた取組みを行うための人件費、委員謝金、旅費、会議費、印刷製本費、備品費、消耗品費（親魚購入費、飼育用品、飼料等）等 3 補助率：定額 4 事業期間：平成17年度
03 飼育魚避難輸送経費助成 (復興基金事業)	錦鯉生産者等	市町村の避難指示等により、飼育管理を行えなくなった錦鯉を緊急的に避難輸送した生産者の負担軽減を図る。 1 補助対象者： 避難指示等を発した地域内に住所若しくは漁業拠点を有し、震災直後の錦鯉の避難輸送を行った個人、法人、団体 2 補助対象事業： 震災直後（10月23日～11月30日までの間）の飼育魚の被災地からの一時的避難事業 3 補助対象経費： 一時的避難事業に要した輸送経費（トラック、ヘリコプター等輸送車両借上料） 4 補助率：1/2以内 5 事業期間：平成17年度
04 錦鯉養殖業廃棄物処分費助成 (復興基金事業)	錦鯉生産者等	中越大震災で甚大な被害を受けた地域の環境維持及び養殖衛生環境の改善を図るため、施設撤去費用やへい死錦鯉の処分費用を支援し、負担を軽減する。 1 補助対象者： 避難指示等を発した地域内に住所若しくは漁業拠点を有し、倒壊越冬施設やへい死錦鯉等の処分を行う個人、法人、団体 2 補助対象事業： ①倒壊越冬施設の撤去 ②被災によりへい死した錦鯉の焼却及び埋却 3 補助対象経費： ①倒壊越冬施設の撤去等に要する経費 ②へい死した錦鯉の処分に要する経費 4 補助率等： ①倒壊越冬施設の撤去 1/2以内 ②へい死した錦鯉の焼却及び埋却 10/10以内 5 補助限度額等：2,000千円 6 事業期間：平成17年度
05 一時避難飼育魚管理経費助成 (復興基金事業)	錦鯉生産業者	産業再生の促進のために、被災地から避難した錦鯉の安定的な管理保全を促進する。 1 補助対象者： 避難指示等を発した地域内に住所若しくは漁業拠点を有し、避難先で委託による錦鯉の飼育を行う個人、法人、団体 2 補助対象事業：緊急避難した錦鯉の管理委託事業

事業名	事業主体	事業概要
		3 補助対象経費： 平成16年10月23日から平成18年3月31日までの間の管理委託経費 4 補助率：1/2以内(限度額 300千円) 5 事業期間：平成17年度

④ 畜産業の再建支援

【基本事業 13401 畜産業の経営再建に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 畜産経営再建対策支援事業 (共同利用畜舎等の整備) 【畜産課】	任意組合	畜舎の倒壊等生産基盤に甚大な被害を受けた地域において、経営再建のため生産者組織が共同利用畜舎等施設整備を行う事業に対して補助する。 1 補助対象： 被災地域において、経営再建のため共同利用畜舎等施設整備を行う肉用牛生産者組織 2 補助対象経費 共同利用畜舎等施設整備に係る経費 3 補助率：国 1/2以内
02 家畜緊急避難輸送支援 (復興基金事業)	家畜生産者等	市町村の避難指示、道路の寸断等により飼養管理を行えなくなった家畜を緊急的に避難させた生産者の負担軽減を図る。 1 補助対象者： 市町村からの避難指示等により、緊急的に飼養家畜を避難させた生産者等 2 補助対象経費： ヘリコプター、トラックの借り上げ料、燃料費等輸送に係る経費 3 補助率：1/2以内 4 事業期間：平成17年度
03 畜産廃棄物処理経費補助 (復興基金事業)	市町村等	中越大震災で甚大な被害を受けた地域の環境維持及び家畜衛生環境の改善を図るため、市町村が行う畜産廃棄物処理を支援し、負担を軽減する。 1 補助対象： 中越大震災により発生した倒壊畜舎や死亡家畜等畜産廃棄物の処理を事業者にとって行う市町村等 2 補助対象経費： ①倒壊畜舎の取り壊し、撤去に要する重機借り上げ料、搬出等の経費 ②死亡家畜の埋却、消毒処理に要する重機借り上げ料、消毒等の経費 3 補助率：①の経費 1/2以内、②の経費 10/10以内 4 事業期間：平成17年度
04 緊急避難家畜管理支援 (復興基金事業)	家畜生産者等	市町村の避難指示等により、飼養管理を行えなくなった家畜を緊急的に避難させた生産者の負担軽減を図る。 1 補助対象者： 市町村からの避難指示等により、緊急的に飼養家畜を避難させ、避難先で預託等により飼養を行っている生産者

事業名	事業主体	事業概要
		2 補助対象経費： 避難中に避難先に支出する預託料、光熱水費、飼料費等経費 3 補助率：1/4以内 4 補助限度額等： 対象経費限度額：200円／日・頭 対象期間は2年を限度とし、県の助成を受けた期間を除く。 5 事業期間：平成17年度～平成18年度

⑤ 商工業の再建支援

【基本事業 13501 被災した中小企業者等への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 平成16年大規模災害対策資金 【県独自事業】 【商業振興課】	中小企業	中越大震災により被害を受けた中小企業者に事業活動に必要な資金を融資することにより、経営の安定を図る。 1 融資対象者： 中越地震により損害を受け、経営の安定に支障を生じている中小企業者 2 融資条件： ①資金使途 運転・設備 ②融資限度額 7,000万円（特認2億円） ③融資期間 10年以内（据置2年以内） ④融資利率 1.70% 3 事業期間：平成17年度
02 中小企業高度化資金貸付金 【商業振興課】	組合等	県内中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために、卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る事業又は第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業等に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構と県が財源を負担し、事業の用に供する土地、建物、その他の施設を整備するのに必要な資金の一部を長期・低利で貸し付ける。
03 平成16年大規模災害対策資金 特別利子補給 （復興基金事業）	中小企業	中越大震災により被災した中小企業者の資金調達に係る金利負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を図る。 1 利子補給対象者： 平成16年大規模災害対策資金（地震対応枠）融資（新潟県制度）を受けた中小企業者（2②に該当する場合は、市町村長によるその旨の証明を受けた者） 2 利子補給率： ① ②以外の者 0.4% ②事業用建物が全半壊した中小企業者 0.4%+1.3% （1.3%の補給については、融資額7,000万円までの部分に限る。） ただし、①②とも市町村等から利子補給を受ける場合は、利子補給額の合計が支払利子額を超える部分については補給しない。 3 利子補給対象期間：融資実行日から5年間 4 事業期間：平成17年度～平成23年度

事業名	事業主体	事業概要
04 「平成16年新潟県中越大震災」 災害融資特別利子補給 (復興基金事業)	中小企業	<p>中越大震災により被災した中小企業者の資金調達に係る金利負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利子補給対象者： 平成16年新潟県中越地震により、政府系金融機関(国民生活金融公庫・中小企業金融公庫・商工組合中央金庫)からの災害融資に係る金利軽減の特別措置の適用を受けた者 2 利子補給率： 金利軽減の特別措置適用後の利率と同じ (平成17年3月31日現在、年0.65%) ただし、市町村等から利子補給を受ける場合は支払利子額から市町村等からの利子補給額を控除した額を補給する。 3 利子補給対象融資限度額： 金利軽減の特別措置適用融資額と同じ 4 利子補給対象期間：融資実行日から3年間 5 事業期間：平成17年度～平成21年度
05 平成16年大規模災害対策資金 特別保証料負担金 (復興基金事業)	中小企業	<p>中越大震災により被災した中小企業者の資金調達に係る信用保証料負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保証料補助対象者 平成16年大規模災害対策資金(地震対応枠)融資(新潟県制度)を受けた中小企業者であって、事業用建物が全半壊した旨の市町村長による証明を受けた者 2 保証料補助額： 全額(交付申請日までに支払った保証料を対象とし、融資額7,000万円までの部分に限る。) ただし、市町村等から保証料に対する補助を受けている場合は、支払った保証料から市町村等からの補助額を控除した額とする。 3 事業期間：平成17年度～平成18年度
06 市町村震災関連制度融資特別 利子補給 (復興基金事業)	中小企業	<p>中越地震により被災した中小企業者の資金調達に係る金利負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利子補給対象者： 県の制度融資「平成16年大規模災害対策資金」に準じた、災害救助法適用市町村の震災関連制度融資を借り入れた中小企業者で直接被害を受けたことについて市町村長からその旨の証明を受けた者 2 利子補給率： ① ②以外の者 0.4% ただし、市町村等から利子補給を受けている場合は補給額の合計が支払利子額を超える部分については補給しない。 ②事業用建物が全半壊した中小企業者(市町村証明必要)融資利率と同率(融資額7,000万円まで) ただし、市町村等から利子補給を受けている場合は支払利子額から市町村等の補給額を控除した額とする。 3 利子補給期間：融資実行日から5年間 4 事業期間：平成17年度～平成23年度

	事業名	事業主体	事業概要
07	市町村震災関連制度融資特別保証料負担金 (復興基金事業)	中小企業	<p>中越地震により被災した中小企業者の資金調達に係る信用保証料負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 保証料負担対象者： 県の制度融資「平成16年大規模災害対策資金」に準じた、災害救助法適用市町村の震災関連制度融資の借り入れに際し、信用保証協会の保証を受けた中小企業者であって事業用建物が全半壊した旨の証明を市町村長から受けた者 保証料負担額：全額（融資額7,000万円まで） （交付申請日までに支払った保証料を対象とし、市町村等から当該融資に係る保証料の補助を受けている場合は、保証料支払額から市町村等からの補助額を控除した額とする。） 事業期間：平成17年度～平成18年度
08	事業所解体撤去支援 (復興基金事業)	中小企業、商工会、商工会議所、中小企業団体	<p>中越大震災により主たる事業用建物が半壊以上の被害を受け、事業の再開・継続のために当該建物の解体撤去を余儀なくされた中小企業等について、その経費を補助する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助対象者： 中越大震災により主たる事業用建物が半壊以上の被害を受け、事業の再開・継続のために当該建物の解体撤去を余儀なくされた中小企業者、商工会、商工会議所、中小企業団体 補助対象経費： ・被災した事業用建物の解体・撤去・整地に要する経費 ・解体・撤去に際しての移転（設備の移動、一時保管）に要する経費 補助率：1/2（上限 30,000千円、下限 500千円） ※併用住宅の場合、当該補助金額に、建物の延べ床面積に占める事業所部分の延べ床面積の割合を乗じて得られた額とする。 事業期間：平成17年度～平成18年度
09	伝統的工芸品生産設備等復旧支援 (復興基金事業)	中小企業	<p>新潟県中越大震災で被災した伝統的工芸品産業に従事する中小企業者が生産設備等の入替、修繕に要する経費について補助することにより、伝統的工芸品産地の早期復興と地域ものづくり文化の継承を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助対象者： 新潟県中越大震災により被災した伝統的工芸品を製造する中小企業者 補助対象経費： 伝統的工芸品を生産するための設備・機器の更新、修繕に要する経費 ただし、1点当たり事業費10万円以上の事業とし、国の被災者生活支援金の対象となる設備及び事務機器を除く。 補助率：2/3 事業期間：平成17年度
10	中小企業経営革新支援事業 (中小企業経営革新事業補助金)	中小企業、組合等	<p>中越大震災の被災地を含む県内の中小企業が、自らの競争力強化に向けて新たな事業展開を図る経営革新の取組を推進することにより、自立化型企業を増やし、もって被災地経済の早期復興を図る。</p>

事業名	事業主体	事業概要
【産業振興課】		1 補助対象： 中小企業、組合等（4社以上の企業グループを含む） 2 補助対象事業： 知事の承認を受けた経営革新計画に従って行う事業 3 補助する事業内容： ①新事業動向等調査事業 ②新商品・新技術・新役務開発事業 ③販路開拓事業 ④人材養成事業 4 県の負担割合と補助限度額： ①新事業・新技術・新役務開発 2/3以内 10,000千円まで ②その他の事業 2/3以内 3,000千円まで
11 中小企業者仮設店舗等設置 （復興基金事業）	中小企業、商工会、商工会議所、中小企業団体	中越大震災により甚大な被害を受けた中小企業者等のうち、店舗・工場等の建替えや修繕のため、仮設店舗等での営業を余儀なくされた者に対し、その経費の一部を補助することにより、被災中小企業者の復興支援と地域住民の利便性の向上を図る。 1 補助対象者： 新潟県中越大震災により自己所有の店舗・工場・事務所等が一部損壊以上の被害を受け、建替えや修繕のため仮設店舗等での営業を余儀なくされた中小企業者等 2 補助対象経費： 営業再開までに要した仮設店舗等の建設費、リース料又は賃借料（土地の賃借料及び給排水設備、電気、ガス設備等仮設店舗に付帯する設備は含むが、土地の取得、造成に係る経費及び内装・什器類に係る経費及び賃借に係る礼金及び敷金額は補助対象外） 3 補助率：3/4以内（上限 500万円/年） ※仮設店舗等と住宅が一体となっている場合は、仮設店舗等部分にかかる額（全体の経費に仮設建物の延べ床面積に占める仮設店舗等の床面積の割合を乗じて得られた額とする。） 4 事業期間：平成17年度～平成18年度

⑥ 被災者の就業支援

【基本事業 13601 被災者の就業への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 震災復興支援職業能力開発事業	県	1 被災地求職者特別訓練 震災により離職または廃業を余儀なくされた者を対象として、求人・求職需要が多い科目に対応した職業訓練を実施し再就職の促進を図る。 (1)対象者：り災証明を有する求職者等 ・自営業者（農業、商店、会社経営）で被災により廃業を余儀なくされた求職者 ・工場等が被災したことにより離職を余儀なくされた求職者

	事業名	事業主体	事業概要
	【職業能力開発課】		<p>(2)実施方法： 被災地の求人・求職ニーズにより効果的な訓練を民間事業者に委託して実施する。</p> <p>2 訓練手当 就業困難な被災者の就業を支援するため、公共職業訓練の受講に対する援護措置として、訓練手当を支給する。</p> <p>(1)支給対象者： 雇用保険失業給付の支給を受けられない次の者で、公共職業安定所の指示により公共職業訓練を受講する場合。 ①り災証明を受けている世帯に属する次の者 ・45歳以上の者 ・障害者、母子家庭の母等の者 ②中越大震災災害指定地域内で就業していた者で、震災により離職した者 ・事業所等で雇用されていた者 ・自営業者、家族従業者、農林漁業従事者</p> <p>(2)支給内容：(平均月額138,170円) ①基本手当 訓練を受講する期間の日数に応じて支給 ・日額3,930円(新潟市・長岡市) ・日額3,530円(その他の市町村) ②技能習得手当 ・受講手当 受講日数に応じて支給 日額500円 ・通所手当 通所に要する費用又は通所距離に応じて支給</p> <p>(3)負担割合：国 1/2、県 1/2</p>
02	被災地域緊急雇用創出(復興基金事業)	市町村、シルバー人材センター等	<p>被災地域の実情に応じて、創意工夫に基づいた事業を実施し、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図る。</p> <p>1 補助対象：災害救助法の適用を受けた市町村</p> <p>2 補助対象事業： (1)市町村が新たに企画する雇用・就業機会の創出効果が高い次の事業 ①市町村自ら実施する事業 ②民間企業等の委託により行う事業 (2)被災地のシルバー人材センター等に委託し、一時的にシルバー人材センター等に会員登録した仮設住宅に入居している中高年齢者を中心に実施する事業</p> <p>3 補助対象事業の要件： ・人件費割合が概ね8割以上の事業で、かつ、り災証明書を有する失業者や、事業再開できない自営業者 ・農林水産業従事者を概ね4/5以上新規に雇用すること ・新規に雇用する者の雇用期間は、1人につき通算して1年未満とすること(ただし、2の(2)の事業は、仮設住宅に入居している間はこの限りでない。) ・建設・土木事業及び直接的な収益を見込んだ事業でないこと</p> <p>4 補助率：10/10</p> <p>5 事業期間：平成17年度～平成19年度</p>

【基本事業 13602 雇用の維持・確保への支援】

事	業	名	事業主体	事	業	概	要
01	雇用維持奨励金 (復興基金事業)	雇用調整 助成金受 給事業主	<p>震災により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、休業等の雇用維持のための措置に要した経費の一部を助成し、失業の予防と事業再開に向けた雇用の維持・確保を奨励する。</p> <p>1 交付対象事業主： 災害救助法適用地域の事業主や、地震に伴う交通の遮断等により利用者が減少し、深刻な影響を受けている被災地以外の事業主のうち、雇用の維持のための休業、教育訓練又は出向を行い、雇用調整助成金の支給対象となったもの（雇用調整助成金の上乗せ補助）</p> <p>2 交付対象経費： 休業手当、教育訓練期間中の賃金、出向元負担賃金 ※雇用保険の被保険者であること（継続して雇用された期間が6ヶ月未満の者も含む。既に解雇された方を再雇用した場合も対象とする。）</p> <p>3 助成率：厚生労働大臣が定めた額により交付する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業 1/6（国 2/3、事業主 1/6） ・ 大企業 1/6（国 1/2、事業主 2/6） 				

2 生活基盤の復旧

(1) 公共土木施設等の復旧

① 道路・河川の復旧等

【基本事業 21101 早急な道路機能の回復】

事業名	事業主体	事業概要
01 公共土木施設災害復旧事業 (激甚災害指定) 【道路管理課】	県	異常な天然現象により被災した公共土木施設の復旧を行う。 なお、災害復旧事業は原形復旧が基本であるが、これが不相当である場合は、元の道路機能保全のための法線や構造の変更が可能となる。 ・一般国道291号のトンネル化(国直轄代行業業) ・(主)栃尾山古志線のバイパス化
02 河川等災害関連事業(関連) 【道路管理課】	県	災害箇所の復旧に加え、関連箇所に改良を施すことで、道路機能を大きく増進できる場合、災害復旧費に同程度の関連費(改良費)を加えて改良復旧する。 ・(主)柏崎高浜堀之内線羽黒トンネルの拡幅改良復旧

【基本事業 21102 早急な河川機能の回復】

事業名	事業主体	事業概要
01 公共土木施設災害復旧事業 (激甚災害指定) 【河川管理課】	県	異常な天然現象により被災した公共土木施設の復旧を行う。 ・一級河川刈谷田川

【基本事業 21103 復興支援のための道路の早期供用】

事業名	事業主体	事業概要
01 一般国道351号旭町バイパス (小千谷市) 【道路建設課】	県	小千谷市街地における交通混雑を緩和し、復興に向けた円滑な交通確保を図るため、事業区間の早期供用に向けて工事を推進する。 1 事業区間：小千谷市山本～旭町(1.4km) 2 負担割合：国 5.5/10、県 4.5/10
02 一般国道291号竹沢拡幅 (長岡市(旧山古志村)) 【道路建設課】	県	長岡市旧山古志村地区へのアクセス路として、復興に向けた円滑な交通を確保するため、復旧工事と調整を取りながら早期供用に向けて工事を推進する。 1 延長：4.7km(うち未供用区間約1.2km) 2 負担割合：国 5.5/10、県 4.5/10
03 (主)柏崎高浜堀之内線 濁沢バイパス (長岡市) 【道路建設課】	県	長岡市及び同市旧山古志村地区の中心部を結ぶ唯一の幹線道路である現道は、中越大震災により数多くの土砂崩落等が発生し、応急復旧は施したものの危険な状態が続いているため、バイパス事業の早期供用に向けて工事を推進し、被災地の復興を支援する。 1 延長：1.47km 2 負担割合：国 5.5/10、県 4.5/10 (県交付金事業全体)

事業名	事業主体	事業概要
04 (主) 柏崎高浜堀之内線 地蔵トンネル (長岡市、柏崎市(旧西山町)) 【道路建設課】	県	長岡市及び柏崎市旧西山町地区の中心部を結ぶ幹線道路である現道の市境にある地蔵トンネルは、老朽化しており、幅員も狭いため、バイパス整備によるトンネルの新設工事を推進し、被災地の早期復興を支援する。 1 延長：1.05 km 2 負担割合： ・補助事業 国 5.5/10、県 4.5/10 ・交付金事業 国 5.5/10、県 4.5/10 (県交付金事業全体)
05 (主) 小千谷川口大和線 川口橋 (川口町) 【道路建設課】	県	中越大震災により被災し、川口町孤立の要因となった旧橋の架け替え等により、右岸側中心市街地と左岸側地区とのアクセスを改善し、被災地の早期復興を支援する。 1 延長：0.8 km 2 負担割合：国 5.5/10、県 4.5/10 (県交付金事業全体)

② 土砂災害の復旧

【基本事業 21201 安全・安心な生活空間の確保】

事業名	事業主体	事業概要
01 災害関連緊急砂防事業 法師ヶ沢川(小千谷市)など 計6箇所 【砂防課】	県	風水害、災害等により発生した土砂災害について、砂防施設を緊急に施行することにより、再度災害の防止を図る。 1 工事内容：えん堤工、床固工等 2 負担割合：国 2/3、県 1/3
02 災害関連緊急地すべり対策事業 榑木(長岡市(旧山古志村))など 計52箇所 【砂防課】	県	風水害、災害等により発生した土砂災害について、砂防施設を緊急に施行することにより、再度災害の防止を図る。 1 工事内容： 横ボーリング工、水路工、切土工、押え盛土工、土止工、法枠工、杭工、集水井工、植生工等 2 負担割合：国 2/3、県 1/3(溪流に係る分) 国 1/2、県 1/2(その他の分)
03 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 滝谷北(長岡市)など 計20箇所 【砂防課】	県	風水害、災害等により発生した土砂災害について、砂防施設を緊急に施行することにより、再度災害の防止を図る。 1 工事内容： 排土工、現場吹付法枠工、防護柵工、待受擁壁工、水路工、モルタル吹付工、ブロック積工等 2 負担割合：国 1/2、県 1/2
04 公共土木施設災害復旧事業 (激甚災害指定) 油夫川(長岡市(旧山古志村))など 計74箇所 【砂防課】	県	中越大震災により被災した砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の復旧を行う。 なお、施設の復旧は原形復旧を原則とするが、天然河岸の埋没に対しては砂防えん堤の新設により復旧を行う。 ○負担割合：国 82.1%、県 17.9% ※激甚災害指定による国庫負担率嵩上げ後の割合

③ 水道の復旧支援

【基本事業 21301 水道施設の復旧への支援】

	事業名	事業主体	事業概要
01	水道施設等の災害復旧費補助金 【生活衛生課】	市町村	<p>中越大震災で被災した水道施設を復旧するために水道事業者に対して国が補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象事業： 市町村（一部事務組合）が行う水道事業で①給水人口が5,001人以上である上水道事業、②給水人口が101人以上5,000人以下の簡易水道、③50人以上100人以下の飲料水供給施設並びに水道事業者が水道用水を供給する水道用水供給事業であって次の被害額以上の被害があった水道施設。 ○水道施設の復旧額（応急仮工事の額を除く）が次に掲げる限度額以上であって、現在給水人口に130円（簡易水道については110円）を乗じた額以上であるもの。 ・上水道事業、水道用水供給事業 企業団営 7,200千円 市営 1,900千円 町村営 1,000千円 ・簡易水道事業 市営 1,000千円 町村営 500千円</p> <p>2 補助対象施設： ①取水及び貯水施設 ②導水及び送水施設 ③浄水施設 ④配水施設 ⑤共同給水の施設 ⑥給水装置（配水管から止水栓までの間）</p> <p>3 負担割合：国 8/10、市町村 2/10 （被害額が一定額以下である場合、国 1/2、市町村 1/2）</p>
02	地域水道施設等復旧（復興基金事業）	組合、町内会、地域の団体等	<p>被災した地域の組合や団体が実施する、国・県の補助対象とならない小規模（給水人口50人未満）な水道施設等の復旧事業に要する経費の一部を補助し、地域の生活再建や定住維持を図る。</p> <p>1 補助対象者： 県内に所在する水道施設が被災した組合、町内会、地域の団体等</p> <p>2 補助対象経費： 水道施設や設備の復旧事業に要する経費 ただし、復旧に要する経費が10万円未満の場合を除く。</p> <p>3 補助率：1/2（上限額 300万円／施設）</p> <p>4 事業期間：平成17年度～平成18年度</p>

④ 下水道・農業集落排水施設・合併浄化槽の復旧及び支援

【基本事業 21401 下水道の早急な復旧】

事業名	事業主体	事業概要
01 都市災害復旧事業(下水道) 【下水道課】	県、市町村	異常な天然現象（地震等）により、公共土木施設（下水道）が災害をうけた場合、地方公共団体の行う復旧事業に対して、国が「負担法」により負担金を交付する。 1 負担金交付対象：地方自治体（新潟県、市町村） 2 負担割合：国 82.1%、県 17.9% ※激甚災害指定により、国庫負担率が嵩上げあり。 市町村については、各自治体毎に負担割合を定めている。

【基本事業 21402 農業集落排水施設への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 災害関連農村生活環境施設復旧事業（農業集落排水） 【農地建設課】	市町村	農業集落排水施設が異常な天然現象（地震等）により災害を受けた場合、従前の効用を回復する。 1 採択要件： 農地農業用施設被害と同一災害によると認められるもののうち、本事業に係る受益戸数が2戸以上であり、かつ本事業に係る工事費が200万円以上であること。 2 負担割合（中越大震災に限る）： 生活関連事業 国 80%、県 10%、地元 10%

【基本事業 21403 合併浄化槽設置の支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 合併浄化槽設置整備事業 【廃棄物対策課】	市町村	中越大震災で被害を受けた被災者に対して、市町村が住宅再建のための新たな浄化槽設置費用の一部を国庫補助制度を活用して補助する場合に、市町村に対して補助金を交付する。 1 補助対象 ①対象市町村 国庫補助事業を実施する全市町村 ②対象浄化槽 住宅の50人槽まで（事業所、集会所等は対象外） 2 補助基準額：設置費用の40% 3 負担割合：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3

⑤ 地籍調査の促進

【基本事業 21501 地籍データ再生への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 地籍調査事業	市町村	震災による地盤変動の影響を受けた地籍調査成果を修正し、円滑な土地取引や境界の明確化に向けた土地情報の整備を支援する。 1 補助対象：地籍調査実施中及び完了の次の市町村 長岡市（旧小国町、旧山古志村のみ）、小千谷市、

事業名	事業主体	事業概要
	【農村環境課】	<p>十日町市（旧十日町市、旧川西町のみ）、魚沼市、南魚沼市、分水町、川口町</p> <p>2 補助対象経費： 基準点成果の改訂に伴う地籍調査成果の修正に要する経費</p> <p>3 負担割合：国 50%、県 25%、市町村 25%</p>

(2) 公共施設等の復旧

① 社会福祉施設等の復旧支援

【基本事業 22101 医療施設等の復旧支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 医療施設等災害復旧事業 【医薬国保課】	医療施設 開設者	<p>中越大震災で被害を受けた医療機関が行う災害復旧事業に対して補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象施設： ①公的医療機関施設 ②病院群輪番制病院 ③在宅当番医制診療所 等</p> <p>2 補助対象経費： ①公的医療機関施設 病院の診療棟、病棟、管理棟、サービス棟等の被災部分の災害復旧に要する工事費または工事請負費等 ②病院群輪番制病院 病院群輪番制病院として必要な診察室、処置室、手術室等の被災部分の災害復旧に要する工事費または工事請負費等 ③在宅当番医制診療所 在宅当番医制診療所として必要な診察室、処置室、薬剤室等の被災部分の災害復旧に要する工事費または工事請負費等</p> <p>3 負担割合： ①公的医療機関施設 国 2/3、開設者 1/3 ②病院群輪番制病院及び在宅当番医制診療所等 国 1/2、開設者 1/2</p>
02 保健衛生施設等災害復旧事業 (精神科病院) 【健康対策課】	施設設置 者	<p>中越大震災で被害を受けた精神科病院の復旧のために要した費用に対して補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象： 新潟県中越大震災により被災した精神科病院設置者</p> <p>2 補助対象経費 精神科病院の災害復旧に要する経費</p> <p>3 負担割合 ・公的病院 国 2/3、設置者 1/3 ・公的病院以外 国 1/2、設置者 1/2</p>

【基本事業 22102 社会福祉施設等の復旧支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 社会福祉施設等災害復旧事業	施設設置 者	<p>中越大震災で被害を受けた社会福祉施設等の設置者が当該施設等の復旧のために要した費用に対して補助・負担する。</p> <p>1 補助・負担対象者： 新潟県中越大震災により被災した社会福祉施設等の設置者</p> <p>2 補助・負担対象経費： 社会福祉施設等の災害復旧に要する経費</p> <p>3 補助・負担割合： 国 1/2または2/3 ※激甚対象施設については、国1/2に嵩上げ率（所在</p>

事業名	事業主体	事業概要
【福祉保健課】 【高齢福祉保健課】 【障害福祉課】 【児童家庭課】		市町村毎に率が決定される）が加算される。 県 1/4又は1/6 ※激甚対象施設については、県1/4に嵩上げ率（所在市町村毎に率が決定される）が加味され、負担軽減される。
02 保健衛生施設等災害復旧事業 【高齢福祉保健課】 【健康対策課】	施設設置者	中越大震災で被害を受けた保健衛生施設が施設の復旧のために要した費用に対して補助金を交付する。 1 補助対象： 新潟県中越大震災により被災した下記施設 ①民間介護老人保健施設 ②精神障害者社会復帰施設 ③市町村保健センター 2 補助対象経費： 保健衛生施設の災害復旧に要する経費 3 負担割合： ①及び③ 国 1/2 ② 国 2/3、県 1/6

② 文化財の復旧支援

【基本事業 22201 文化財の修理・修復への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 国宝保存修理費補助事業 （震災対応分） 【文化行政課】	文化財所有者	被災した国指定文化財（国宝）の早期復旧・復興を図るため、文化財所有者が実施する修理・修復に要する経費の一部を補助する。 1 補助対象：被災した国指定文化財（国宝） 2 補助対象経費： 被災文化財の修理・修復に要する経費 3 負担割合：国 70%、県 国補助残の1/3(10%) 4 事業期間：平成16年度～平成17年度
02 国指定文化財等保護助成事業 （震災対応分） 【文化行政課】	文化財所有者	被災した国指定文化財の早期復旧・復興を図るため、文化財所有者が実施する修理・修復に要する経費の一部を補助する。 1 補助対象：被災した国指定文化財 2 補助対象経費： 被災文化財の修理・修復に要する経費 3 負担割合：国 70～85%、県 国補助残の1/3(10～5%) 4 事業期間：平成16年度～平成20年度
03 県指定文化財等保護助成事業 （震災対応分） 【文化行政課】	文化財所有者	被災した県指定文化財の早期復旧・復興を図るため、文化財所有者が実施する修理・修復に要する経費の一部を補助する。 1 補助対象：被災した県指定文化財 2 補助対象経費： 被災文化財の修理・修復に要する経費 3 負担割合：県 1/2 4 事業期間：平成16年度～平成17年度

事業名	事業主体	事業概要
04 埋蔵文化財発掘調査補助事業 (震災関連埋蔵文化財出土品 再整理事業) 【文化行政課】	市町村	被災した埋蔵文化財出土品の早期復旧・復興を図るため、市町村が実施する再整理に要する経費の一部を補助する。 1 補助対象：埋蔵文化財出土品 2 補助対象経費： 埋蔵文化財出土品の再整理事業に要する経費 3 負担割合：国 1/2、県 国補助残の2/5 4 事業期間：平成17年度～

【基本事業 22202 県立施設による資料保存の支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 県立歴史博物館の事業活動 【文化振興課】	県	震災により被災した、個人の方が保有する歴史、民俗資料が、散逸廃棄され、県民の貴重な文化が喪失しないよう、県民の方からの照会等に対し専門的な見地から適切な資料保存の支援を行う。 被災地の精神的な支えとして地域の文化遺産の価値や意義に対する認識を広く県民に普及していけるよう、関係機関（市町村教育委員会、地域の博物館、資料館等）と連携した歴史講座や展覧会の開催を検討する。
02 県立文書館の事業活動 (歴史資料所在確認調査) 【文化行政課】	県	県立文書館で通常実施している歴史資料所在確認調査を、被災市町村を中心に行っていくなかで、個人所有歴史資料の保存・対処法等についての助言・支援を行うよう努める。

Ⅱ 復興施策

1 中山間地域の復興

(1) 中山間地域の農林業の再生

① 農林業の経営体制の再編・強化の支援

【基本事業 31101 営農の継続に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 中山間地域等直接支払制度 【地域農政推進課】	市町村	<p>中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保するため、継続した農業生産活動を行う者に対して直接交付金を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象地域： 過疎法、特定農山村法、山村振興法、離島振興法等の法指定地域（通常地域）及びそれに準ずる地域（特認地域） 対象農用地： 以下に該当する対象地域内の一団の農振農用地 <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜農用地（傾斜：田1/20以上、畑15度以上） 緩傾斜農用地（傾斜：田1/100～1/20、畑8～15度） 自然条件により小区画・不整形な田 高齢化率・耕作放棄率の高い集落に存する農用地 交付単価：（10a当たり通常単価） <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜農用地：田21,000円、畑11,500円 緩傾斜農用地等：田 8,000円、畑 3,500円 （取組内容に応じた加算措置あり） 負担割合： <ul style="list-style-type: none"> 通常地域：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 特認地域：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3
02 強い農業づくり交付金 【地域農政推進課】	市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等	<p>生産・経営等、総合的な強い農業づくりを支援するため、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積の促進等、総合的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業目的：（ハード事業分） <ol style="list-style-type: none"> 産地競争力の強化 高品質農畜産物の供給体制を図るため、施設・機械等の整備を支援 経営力の強化 認定農業者等担い手の育成・確保、担い手への農地利用集積等、地域農業の構造改革を加速化するため、施設・機械等の整備を支援 交付対象施設： 共同育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、高生産性農業用機械施設他 事業費の範囲： 産地競争力の強化にあたっては、総事業費が5千万円以上 交付率：国 1/3～1/2以内
03 新潟県中越地震災害対策資金 利子補給 （復興基金事業）	農業協同組合	<p>中越大震災の被災農業者等の早期経営再建を支援するため、「新潟県中越地震災害対策資金」を融通する農業協同組合に利子補給を行う。</p>

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>1 利子補給対象資金：新潟県中越地震災害対策資金</p> <p>(1) 資金用途 農業協同組合が新潟県中越大震災の被災農業者等に融資する、次期再生産に必要な経営資金及び施設・機械の購入費等資金</p> <p>(2) 貸付限度額及び償還期間 2,000万円、7年以内（うち据置期間1年以内）</p> <p>(3) 貸付利率 当初5年以内 無利子 5年超7年以内 1.9%</p> <p>(4) 利子補給割合 連合会 55%、J A 45%（うち基金22.5%）</p> <p>(5) 貸付実行期間 平成16年10月28日～平成17年8月31日</p> <p>2 補助対象者： 中越地震災害対策資金を融資した農業協同組合</p> <p>3 利子補給期間：貸付後5年以内</p> <p>4 融資枠：35億円</p> <p>5 事業期間：平成17年度～平成22年度</p>
04	新潟県中越大震災農林水産業 再建資金利子助成 (復興基金事業)	市町村	<p>「新潟県中越大震災農林水産業再建資金」を借り受けた被災農林漁業者に利子助成する市町村に対して補助金を交付する。</p> <p>1 利子助成補助対象資金： 新潟県中越大震災農林水産業再建資金</p> <p>(1) 資金用途</p> <p>① 経営資金 〈農業〉 種苗、農薬、肥飼料その他農業用資材の購入費及び農業用施設・機械・農地の復旧に要する資金等 〈漁業〉 漁具、養魚、餌料その他漁業用資材の購入費及び漁業用施設・機械の復旧に要する資金等</p> <p>② 設備資金 農業用又は漁業用の施設・機械の購入に要する資金</p> <p>(2) 貸付限度額 個人 1,000万円、法人及び団体 3,000万円 (特認：個人 3,000万円、法人及び団体 5,000万円)</p> <p>(3) 貸付利率・利子助成率 ・ 償還期間 7年（特認8年）以内 ・ 基準金利 2.60% ・ 市町村助成 当初5年 1.95%以上（うち基金助成1.95%） 6年目以降 任意</p> <p>(4) 貸付実行期間 平成17年10月31日まで (必要に応じ平成19年10月31日まで延長可)</p> <p>2 補助対象者：借受者への利子助成を行う市町村</p> <p>3 補助期間：貸付後5年以内</p> <p>4 融資枠：10億円</p> <p>5 事業期間：平成17年度～平成22年度</p>
05	農林漁業制度資金利子助成 (復興基金事業)	市町村	<p>1 制度資金利子助成 新潟県中越大震災の被災農業者等が新規に借り入れる、農林漁業制度資金の支払利息の一部または全部を</p>

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>助成する市町村に対して補助する。</p> <p>(1) 利子助成対象資金： 被災後3年以内に被災農林漁業者が借り受ける、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL）、漁業近代化資金</p> <p>(2) 借受者への利子助成率： 借受者が実際に支払った利子（上表の実質金利）に対して</p> <p>① 損失額が30%未満 金利負担額の1/4（農家負担3/4）</p> <p>② 損失額が30%以上50%未満 金利負担額の1/2（農家負担1/2）</p> <p>③ 損失額が50%以上 金利負担額の全額（農家負担なし）</p> <p>(3) 補助対象者： 対象資金の支払利息の一部または全部を助成する市町村</p> <p>(4) 市町村への補助率：10/10以内（上記助成基準以内）</p> <p>(5) 補助期間：貸付後5年以内</p> <p>2 協会保証料助成 被災農業者等が、JA資金、再建資金、制度資金を新規に借り入れる際に必要となる新潟県農業信用基金協会等の保証料について、その全部または一部を助成する市町村に対して補助する。</p> <p>(1) 借受者への助成率： ① 損失額が30%未満 支払保証料の1/4（農家負担3/4）</p> <p>② 損失額が30%以上50%未満 支払保証料の1/2（農家負担1/2）</p> <p>③ 損失額が50%以上 支払保証料の全額（農家負担なし）</p> <p>(2) 補助期間：貸付後5年以内</p> <p>3 事業期間：平成17年度～平成24年度</p>
06	代替農地等営農継続支援（復興基金事業）	農業者、農業協同組合等	<p>中越大震災により、中山間地域では営農の基盤が失われ、生産意欲の低下、ひいては多数の離農者の発生による集落の崩壊まで懸念されることから、中山間地域農業の維持のため、被災農地復旧までの間、緊急避難的に行う代替農地の確保、水稻作付けが困難な農業者の生産目標数量を他の農業者に譲渡する米の地域間調整等を支援する。</p> <p>1 補助対象者： (1) 代替農地等の確保 中越大震災による農地等の被害額が農業所得の10%以上の市町村（13市町村）に在住する農業者、農業協同組合等</p> <p>(2) 米の地域間調整 生産目標数量の全部又は一部を市町村内調整、JA・市町村間調整により他の農業者に譲渡する者</p> <p>2 補助対象経費： (1) 代替農地等の確保 ① 代替農地を確保し営農を継続するための小作料及び通勤耕作に係る掛増し経費 ② 営農再開が当面困難な農業者を農業生産法人等が一時的に雇用するために必要な経費 ③ 被災した高齢農業者等が自家菜園等農業生産活動</p>

事業名	事業主体	事業概要
		<p>を継続するために必要な経費</p> <p>(2)米の地域間調整 震災により作付けが困難な農業者が他の農業者に譲渡した生産目標数量に応じて助成する経費</p> <p>3 補助率等：</p> <p>(1)代替農地等の確保 ①小作料 2/3、通勤耕作 3千円/10a ②賃金、各種保険料 1/2 ③自家菜園農地借上料ほか 10/10（上限600万円）</p> <p>(2)米の地域間調整 20千円/トン</p>

【基本事業 31102 農業の法人化等への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 農業法人等育成緊急加速総合対策事業 【地域農政推進課】	県担い手育成総合支援協議会（県法人センター）	<p>地域での話し合い活動を助長することにより、地域ぐるみの法人化等を促進する等、営農の継続及び地域農業の発展に向けた新たな営農体制づくりを支援する。</p> <p>1 補助対象： 県担い手育成総合支援協議会（県法人センター）</p> <p>2 補助対象経費： ブロック別に専門家を設置し、法人化相談活動を実施する経費</p> <p>3 負担割合：国 1/2、県 1/2</p> <p>4 事業期間：平成17年度～平成18年度</p>
02 農業法人等育成緊急加速条件整備 【地域農政推進課】	農業者等の組織する団体	<p>地域での話し合い活動を助長することにより、地域ぐるみの法人化や協業経営による経営発展に必要な機械・施設等の整備を支援する。</p> <p>1 補助対象：農業者等の組織する団体</p> <p>2 補助対象経費： 法人化や協業化により経営発展を目指すために必要な機械・施設の整備に係る経費</p> <p>3 負担割合： ・機械 県 4/10、事業主体 6/10 ・施設 県 5/10、事業主体 5/10</p> <p>4 事業期間：平成16年度～平成17年度</p>
03 地域農業システム確立農地集積事業 【地域農政推進課】	県農林公社	<p>地域合意に基づき、農業生産法人等の認定農業者への面的・集団的な農地利用集積が行われた場合に、補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象：県農林公社 （交付先は、市町村段階の協議で農地の出し手または受け手のいずれかに決定）</p> <p>2 補助対象経費： 農地流動化の出し手又は受け手に対し、市町村が助成金を交付する場合に、県が一定割合を助成</p> <p>3 負担割合：県 1/2、市町村 1/2</p> <p>4 事業期間：～平成17年度</p>

【基本事業 31103 土地利用型生産組織の育成・強化】

事業名	事業主体	事業概要
01 土地利用型生産組織ステップアップ指導事業 【経営普及課】	県	土地利用型生産組織の新規育成及び機械共同利用タイプの多い既存組織に対し、組織対応の主要作業の増加を働きかけ、重点的に指導することにより経営体質の強化を図り、協業化への経営発展を支援する。 1 支援対象： ①対象市町村 全市町村 ②対象者 機械共同利用を志向する農業者等 2 補助対象経費： 農業普及指導センターによる新規組織育成指導、組織発展推進活動に係る経費 3 事業期間：～平成18年度

【基本事業 31104 地域農業の生産体制の再構築に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 地域農業再生モデル支援事業 【経営普及課】	県	地域の農業生産体制の構築に向けた支援体制の整備や、担い手への農地集積、経営の複合化、産地育成等の地域課題解決の取り組みを支援する。 1 支援対象： ①対象市町村 全市町村 ②対象地区 地区営農プランを作成した地区 2 補助対象経費： 農業普及指導センターによる支援活動に係る経費 3 事業期間：平成17年度～平成19年度

【基本事業 31105 林業への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 民有林造林奨励事業 【林政課】	市町村、森林組合、森林整備法人、森林所有者等	森林所有者等が実施する造林木の植栽、保育（下刈り、間伐、枝打ち等）及びそれに伴う路網の整備に対して補助金を交付する。 1 補助対象：全市町村 2 補助対象経費：(主なもの) ①地存え及び苗木の植え付け（人工造林） ②植栽木の育成を阻害する雑草木の除去（下刈り） ③雪で倒伏した植栽木の引き起こし（雪起こし） ④人工林における不用木等の除去及び密度調整のための抜き伐り（除・間伐） ⑤人工林における枝葉の除去（枝打ち） ⑥ ①、④、⑤の実施に伴う作業路の開設 3 負担割合：県 4/10～7/10
02 間伐促進対策	市町村、森林組合、森林整備法人、森林所有者等	森林組合、市町村等が実施する間伐実施に必要な作業道や林業機械の整備に対して交付金を交付する。 1 補助対象： 一定数以上の緊急間伐推進団地を設定する市町村等 2 補助対象経費： ①作業道整備 緊急間伐推進団地内の間伐に必要な作業道の開設

事業名	事業主体	事業概要
【林政課】		②林業機械作業システムの整備 集団的かつ効率的な間伐の実施に必要な林業機械の整備及び基幹作業道の開設 3 負担割合：県 5.5/10～7/10
03 県営林道開設事業 【林政課】	県	森林の適正な維持・管理、合理的な林業経営の確立及び農山村地域の生活環境改善と地域振興を図るための基盤となる林道の整備を促進する。 ○負担割合：国 50%、県 43%、市町村 7%

【基本事業 31106 きのご産地の復興への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 きのご王国・にいがた振興事業 【林政課】	農業協同組合、森林組合、農林業者の組織する団体等	中越大震災で大きな被害を受けた地域で、きのご生産団体等が地域の復興に向けて実施する施設整備に対して助成し、市町村に対して補助金を交付する。 1 補助対象： 農業協同組合、森林組合、農林業者の組織する団体等 2 補助率：県 1/2 3 事業期間：平成16年度～平成20年度

② 営農再編に合わせた農業基盤整備の促進

【基本事業 31201 生産性を高める農地整備等への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 中山間地域総合整備事業 【農村環境課】	県	農業の生産条件等が不利な地域を対象に、農業生産基盤及び農村生活環境の整備を一体的・総合的に行う。 1 補助対象者： 中山間地域総合整備事業の実施市町村及び受益者 2 補助対象事業： ①農業生産基盤整備 農業用排水施設、農道、ほ場整備、農地防災、暗渠排水、農用地の改良、保全等 ②農村生活環境整備 農業集落道、営農飲雑用水施設、農業集落排水施設、活性化施設等 3 負担割合： 国 55%、県 30%、市町村・受益者 15%
02 農地環境整備事業	県	農業の生産条件等が不利な地域を対象に、耕作放棄地を含め長期的な営農の継続が見込めない農地と、今後とも営農を継続し生産性の向上を図る農地とに計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去と優良農地の保全を図る。 1 補助対象者： 農地環境整備事業の実施市町村及び受益者 2 補助対象事業： ①生産区域整備 農業用排水施設、農道、ほ場整備、暗渠排水等

事業名	事業主体	事業概要
【農村環境課】		②保安全管理区域整備 排水路、管理用道路等 3 負担割合： 国 55%、県 32.5%、市町村・受益者 12.5%
03 農地災害関連区画整備事業 【農地建設課】	市町村、 土地改良 区、農業 協同組合 等	(再掲) 26ページ【基本事業 13101-02】参照
04 元気な地域づくり交付金 (中山間地域等振興対策) 【農村環境課】	市町村、 土地改良 区	棚田地域等において、営農の継続を通じた多面的機能の維持を図るために必要な農道、用排水路等の簡易な整備を行う。 1 負担割合：(カッコ内は地すべり地域) 国 55(55)%、県20(22.5)%、地元25(22.5)% 2 事業期間：平成17年度～平成21年度
05 交換分合事業 【農地整備課】	農業委員 会、土地 改良区、 市町村等	農用地の区画形質の変更を行わずに所有権や利用権等の権利の移動を交換で行うことにより、農用地の集団化及び合理的な土地利用の構築を図る。 ○負担割合：国 55/100～50/100、県 10/100
06 県営農道整備事業 【農地整備課】	県	農業の生産性の向上及び農産物等の流通の合理化を図り、併せて農村生活環境の改善に資するため、農道の整備を実施する。 ○負担割合 ①広域営農団地農道整備事業 国 50/100、県 35/100～40/100 市町村 15/100～10/100 ②一般農道整備事業 国 50/100、県 25/100、市町村 25/100 ③農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 国 30/60、県 20/60、市町村 10/60

【基本事業 31202 担い手育成や農地利用集積に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 経営体育成基盤整備事業 【農地整備課】	県	農地の区画形状の改善（大区画化・汎用化）を中心とした用排水路・農道等の農業生産基盤や、集落道・集落排水施設等の農村生活環境の整備及び換地による農地の集団化等を総合的に実施し、また、関連するソフト事業と一体的に整備することにより高生産性農業の実現とそれを担う経営体の育成を図る。 ○負担割合： 国 55/100～50/100、県 30/100～25/100

③ 担い手確保の支援

【基本事業 31301 多様な担い手の確保への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 定年就農者支援対策事業 【経営普及課】	県、市町村	<p>中山間地などの条件不利地域では、若い新規就農者の確保が極めて困難であることから、定年就農者を地域農業の重要な担い手として位置づけ、その確保と役割発揮を支援し、地域農業の継続・発展を図る。</p> <p>1 支援対象及び支援内容： (1)市町村（中山間地域及び離島地域）推進事業補助金 ・定年就農者支援対策協議会の設置 ・市町村シニア農業支援システムの整備 H17～H18：事業費 50万円以内×1/2×2市町村 (2)シニア高度専門研修（県農業大学校） ・3講座実施 (3)シニア農業塾の開催（農業普及指導センター） (4)農業機械整備補助金 ・小型農業機械整備事業（H18～H19）</p> <p>2 事業期間：平成17年度～平成19年度</p>

【基本事業 31302 就農者の確保・育成への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 新規参入者就農就業サポート事業 【経営普及課】	農業法人、市町村農林公社	<p>新規参入希望者を研修生として積極的に受け入れる農業法人に対して、研修指導経費の一部を支援し、新規参入希望者の研修の効果的な実施と本県農業における就農又は農業法人等への就業を促進する。</p> <p>1 支援対象及：農業法人又は市町村農業公社 2 支援内容： 農業法人又は市町村農業公社に対して研修に要する経費の一部を助成する。 3 助成額等：月額42千円（該当月数10か月を限度） 4 事業期間：平成17年度</p>

【基本事業 31303 農村女性の活動促進への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 農村女性いきいき活動ステップアップ事業 【経営普及課】	県	<p>農村地域において女性や高齢者を中心とした直売所の開設により、消費者ニーズに対応した加工品等の販売を可能にする起業活動が活発化しているため、直売活動や起業活動及び女性の生産活動を助長し、発展させることにより、地域活性化を図る。</p> <p>1 事業対象： ①対象市町村 全市町村 ②対象者 生産活動、起業活動および直売活動を実践している女性・女性組織</p> <p>2 補助対象経費： 県及び農業普及指導センターによる農村女性起業活動、直売活動等の支援に係る経費</p> <p>3 事業期間：～平成17年度</p>

(2) 中山間地域の活性化

① 新たな産業おこしへの支援

【基本事業 32101 中山間地の特性を活かした取組への支援】

事	業	名	事業主体	事業概要
01	新潟県農林水産業総合振興事業 (中山間地域活性化対策)	市町村、農業協同組合、森林組合、農林業者等の組織する団体、第3セクター、農業者(やるき農家支援型の要件を満たすもの)、特定法人 ※メニューにより制限有り	<p>地域の特性を活かした農林水産業の振興、就業機会の確保充実、定住条件及び生活環境の整備、多面的機能の増進など集落協定に基づく地域活性化プランの実践等する場合に、市町村等事業実施主体に対して補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象地域： 特定農山村法、山村振興法、離島振興法、過疎法（平成16年4月1日現在）等の法指定地域</p> <p>2 事業メニュー： ①継続的農林業生産体制整備 地域における生産体制の整備や直接支払制度実施地区の営農体制の構築に向けた生産基盤、農林業機械・施設の整備に対する支援 ②地域資源型ビジネス促進 地域資源の商品化・高付加価値化のための施設や施設重点作物の導入や特産品の開発・販売促進活動、自然資源活用施設等の整備に対する支援 ③定住促進 定住環境改善のための新規就労施設、高齢者・女性活動施設、多目的集會施設、集落道等の整備に対する支援</p> <p>3 補助対象経費・負担割合 ①地区支援型 当該事業に要する経費の推進費等5/10以内、機械整備4/10以内、施設整備5/10以内、基盤整備4.5/10以内 ②やるき農家支援型 当該事業に要する経費の1/3以上を市町村が補助する場合、推進費等1/6以内、機械整備1/6以内、施設整備1/6以内、基盤整備1/6以内</p>	
02	やまのふるさと創業支援事業 (チャレンジ集落支援事業) 【県独自事業】	協定集落、協定集落の連携組織	<p>中山間地域等直接支払制度に係る各集落協定で作成された集落活性化プランの中で、プランの目標を達成するために必要なソフト活動する場合に、協定集落及び協定集落の連携組織に対して補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象： 中山間地域等直接支払制度に係る協定集落及び協定集落の連携組織</p> <p>2 補助対象経費： 新たなビジネス化への取組に要する経費 ①地域特産品の販売促進につながるマーケティングに要する経費 ②直食所のメニュー及び地域特産品開発に要する経費 ③地域資源の加工製造技術及び販売ノウハウの習得に要する経費 ④スーパー等実演販売に要する経費 ⑤マスコミ等への宣伝に要する経費 ⑥ホームページ開設に要する経費 ⑦交流イベントの開催に要する経費 ⑧その他</p> <p>3 負担割合等： ・1地区当たりの標準事業費 600,000円</p>	

	事業名	事業主体	事業概要
	【地域農政推進課】		・県 1/4、事業実施主体 3/4
03	元気な地域づくり交付金 中山間地域振興対策（旧新山村振興等農林漁業特別対策事業） 【地域農政推進課】	市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、公社、土地改良区、第3セクター、農林漁業者等の組織する団体、PFI事業者等	<p>中山間地域における高付加価値型生産の展開による農林漁業の振興、特色ある地場産業の振興による就業機会の確保、農林地の適正な利用管理、生活環境の整備を地域の実情に合わせて総合的に実施し、地域の振興を一層促進する。</p> <p>1 事業対象地域： 山村振興法、過疎法、離島振興法又は特定農山村法により指定された地域</p> <p>2 メニュー： (1) 農林漁業の振興 農林漁業の振興のために必要な生産基盤、近代化施設等の整備 (2) 就業所得機会の創出 地域の特性と資源を活かした多様な就業形態を可能とする施設等の整備 (3) 定住促進生活環境の整備 地域住民が豊かで住みよい生活を享受し得る快適な生活空間の形成を図るために必要な施設等の整備 (4) 高齢者・女性等生きがいの発揮促進 高齢者の生きがい発揮と女性の能力を十分発揮するために必要な施設等の整備 (5) 山村振興等地域再生の連携推進 計画内容を効率的かつ効果的に実施するために必要な地域関係者の内発的取組と合意形成を図るための企画・調整・調査等の活動 ほか</p> <p>3 交付割合：国 1/3～5.5/10、県 0～2/10</p>
04	コミュニティビジネスの支援（にいがた産業創造機構（NICCO）事業） 【産業政策課】	個人、団体等	<p>コミュニティビジネスを通じた地域の活性化を図るため、ビジネス講座の開催やビジネスの調査費等の経費の一部を補助する。</p> <p>1 コミュニティビジネス講座の開催 ・会場 県内4会場（各2日間） ・定員 各30人 （講座は、にいがた産業創造機構、ニユーにいがた振興機構、新潟県経営者協会、新潟県NPOサポートセンターの共催）</p> <p>2 コミュニティゆめづくり事業 上記の講座修了者を対象に、具体的なビジネス計画のための調査費や試作費等の一部を補助する。 ・補助率 1/2 ・補助額 100千円～300千円</p>
05	地域農業システムづくり推進事業 【地域農政推進課】	市町村、農業協同組合、市町村公社	<p>中越大震災で被害を受けた市町村において、中山間地の特性等を活かし新たな地域農業の仕組みづくり活動を行う市町村等に対して補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象：市町村、農業協同組合、市町村公社 ※H15年度からの継続地区のみ(20地区)</p> <p>2 補助対象経費： 新たな地域農業の仕組みづくり活動にかかる経費（地区営農委員会設置活動、地区営農プラン策定活動、先進地事例研修等）</p> <p>3 負担割合：県 1/2、事業主体 1/2</p> <p>4 事業期間：～平成17年度</p>

【基本事業 32102 住民参加による活動への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 元気な地域づくり交付金 (農村振興支援対策) 【農村環境課】	市町村	魅力あるむらづくりを推進するため、農業、農村の活性化に資する施設整備や地域住民など多様な主体の参画による取り組みや地域づくりを支援する。 1 補助対象： ①対象市町村 全市町村 ②対象地域 各市町村の農業振興地域 2 補助対象経費： ①ワークショップ等への助成 ②人材や組織等の育成に助成 3 負担割合：国 1/2以内、市町村 1/2 4 事業期間：平成17年度～平成21年度

【基本事業 32103 食品産業と産地の連携に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 食品産業・産地マッチング支援事業 【食品・流通課】	地場産応援企業の組織する団体	県内の食品産業企業（個人事業者を含む）に対して、県産農林水産物を主原料とした食品やメニューの開発・提供を行う取組を支援する。 1 補助対象： 自社商品に県産農林水産物を主原料として使用し、今後も県産農林水産物の使用を拡大しようとする食品産業企業が地場産応援企業として「にいがた21地産地消運動」推進委員会に登録し、2社以上の地場産応援企業を含む組合、法人、事業体等で、以下の全ての要件を満たすこと。 ○対象要件 ①継続的な県産農林水産物の使用が見込まれ、かつ今後相当規模の使用拡大が期待できること。 ②特徴ある商品またはメニューによって、県産農林水産物や産地のイメージアップが図られること。 2 補助対象経費等： (1)標準事業費 1,600千円 (2)補助対象経費 ①コラボレート食品又はメニューの開発費 検討会議開催費、開発・試作用の原材料費、器具購入費 ②実証ほ設置費 種苗費、生産資材費、共同作業用器具費等 ③開発商品のPR活動費 PRイベント開催費、パンフレット・ポスター作成費 3 負担割合：県 1/2、食品産業企業 1/2 4 事業期間：平成17年度～平成19年度

② 地域資源を活かした観光・交流産業の支援

【基本事業 32201 グリーン・ツーリズムの推進】

事業名	事業主体	事業概要
01	グリーンツーリズム推進総合対策事業	<p>農村地域、特に特に県土の7割を占める中山間地域は、国土保全や食料生産等を担っているものの、過疎化、高齢化が進展している。</p> <p>一方で、農業・農村地域で今まで受け継がれてきた景観、地域文化や国土保全の役割・大切さの再認識や、それに伴う都市住民の価値観の変化によりグリーン・ツーリズムに対するニーズが高まっている。</p> <p>このため、グリーン・ツーリズムなど地域資源を活用した農業・農村地域の副業的ビジネス化を推進し、農村地域、特に中山間地域の活性化を図る。</p> <p>1 内容：</p> <p>(1) グリーン・ツーリズム推進事業 取組にあわせた支援活動の実施（農家民宿開設支援の充実）</p> <p>(2) 市町村「グリーン・ツーリズム」推進事業（再掲） （強い農業づくり交付金 修学旅行等受入条件整備の推進）</p> <p>ア) メニュー</p> <p>① 修学旅行体験活動推進事業 修学旅行を活用して農林漁業・農山漁村体験活動を行う都市側の小・中学生等の受入体制の整備</p> <p>② 長期子ども交流連携活動事業 2週間にわたる長期の農林漁業・農山漁村体験活動を行う都市側の小・中学生等の受入体制の整備</p> <p>③ 短期子ども交流連携活動事業 2・3泊程度の短期の農林漁業・農山漁村体験活動を行う都市側の小・中学生等の受入体制の整備</p> <p>④ こども交流活動事業 小・中学校の一環として農林漁業・農山漁村体験活動を行う都市側の小・中学生等の受入体制の整備</p> <p>(3) グリーン・ツーリズム広域モデル事業 （元気な地域づくり交付金 地域連携システム整備）</p> <p>ア) 実施要件 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第5条第1項に規定するための機能の整備に関する計画を作成された、又は作成されることが見込まれる地域であること。</p> <p>イ) メニュー 農山漁村の魅力向上のための地域の自発的取組の支援</p> <p>① 推進体制の整備</p> <p>② ワークショップ活動</p> <p>(4) やすらぎ空間整備事業 （元気な地域づくり交付金 やすらぎ空間整備）</p> <p>ア) 実施要件 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第5条第1</p>

事業名	事業主体	事業概要
【地域農政推進課】	組合、農林漁業者等が組織する団体、第3セクター、PFI事業者、NPO法人等	<p>項に規定するための機能の整備に関する計画を作成された、又は作成されることが見込まれる地域であること。</p> <p>イ) メニュー</p> <p>地域資源を活用した都市住民に魅力ある交流拠点・体験交流空間の整備等</p> <p>①都市農村交流促進施設 ②市民農園 ③廃校・廃屋改修交流施設 ④水辺修景・景観保全施設</p> <p>※(2)～(4) 交付割合 国定額(1/2以内) 事業期間 平成17年度～平成21年度</p>
02 農林水産業総合振興事業 にいがた「ふれあい・グリーン・ツーリズム」促進 【県独自事業】 【地域農政推進課】	市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、第3セクター、農林漁業者等の組織する団体 他	<p>美しい農山漁村景観を保全・整備し、体験農林水産業や新しい余暇活動の場の提供など、地域コミュニティ等の活性化、地域の特性に応じたグリーン・ツーリズムや都市との交流活動を推進して、農山漁村地域の活性化を図る。</p> <p>1 事業内容： ①グリーン・ツーリズム推進対策 ②景観整備 ③ふれあい空間整備 ④農林漁業体験宿泊施設等整備 ⑤伝統文化等保存活用施設整備</p> <p>2 事業実施地区： 都市との交流施設等の整備などにより、グリーン・ツーリズムを積極的に推進しようとする地区</p> <p>3 事業費の範囲：(カッコ内は中山間地域) ・推進費等 1,000～5,000千円 ・機械・施設・基盤整備 3,000～50,000(1,000～50,000)千円</p> <p>4 補助率：(カッコ内は中山間地域) 推進費等 5/10以内、機械整備 1/3(4/10)以内、施設整備 4.5/10(5/10)以内、基盤整備 4/10(4.5/10)以内</p> <p>5 事業期間：平成16年度～</p>

【基本事業 32202 体験型観光を促進する施設整備】

事業名	事業主体	事業概要
01 元気な地域づくり交付金 (農地基盤整備対策) (中山間地域等振興対策) 【農村環境課】	県、市町村、土地改良区	<p>農地を利活用した地域内外の住民の交流の場として、オーナー制農園、市民農園等の整備を行う。</p> <p>1 負担割合： ①農地基盤整備対策(カッコ内は5法指定地域) 国 50(55)％、県 10(10)％、地元 40(35)％ ②中山間地域等振興対策 国 55％、県 未定、地元 未定</p> <p>2 事業期間：平成17年度～平成21年度</p>

【基本事業 32203 豊かな自然の保全とふれあいの推進】

事業名	事業主体	事業概要
01 自然環境整備交付金 【環境企画課】	県、市町村	豊かな自然を活用した交流人口の増加を目的として、自然とのふれあいの推進及び自然環境の保全・再生を図るため、国定公園等において、自然公園歩道等の施設整備を実施する。 1 交付対象事業： ①国定公園事業として実施する施設の整備事業 ②国指定鳥獣保護区において行われる自然再生施設の整備事業 ③長距離自然歩道の整備事業 2 交付金事業者 「県」及び県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する「市町村」 3 交付対象：交付金の交付対象は「県」 4 交付率：45/100以内
02 自然環境保全啓発活動の推進 (エコ・ミュージアム運営・活動費) 【県独自事業】 【環境企画課】	県	自然と共生した潤いのある社会を構築するために、子供達をはじめとする県民が生き物や植物などとふれ合い、自然を楽しみ、自然を学ぶことができる中核施設「県立浅草山麓エコ・ミュージアム」の円滑な運営を図る。 ○事業内容： ・エコミュージアム及び魚沼地域において体験型環境教育プログラムを実施する。 ・環境・自然保護思想の啓発普及を行う。

2 産業・観光の復興

(1) 新産業の創出

① 新たな事業展開への支援

【基本事業 41101 中小企業への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 中小企業経営革新支援事業 【産業振興課】	中小企業、組合等	(再掲) 36ページ【基本事業 13501-10】参照
02 地場産振興アクションプラン総合支援事業 (アクションプラン推進費補助金) 【県独自事業】 【産業振興課】	組合等	<p>中越大震災により被災した地場産地の早期復興を図るため、産地自ら策定した地場産業振興アクションプランに基づき、産地企業が主体となって実施する取組に対して総合的な支援を行う。</p> <p>1 対象産地： (1) 栃尾 (平成15年度プラン策定) (2) 十日町 (平成16年度プラン策定) (3) 長岡 (平成16年度プラン策定)</p> <p>2 支援対象事業 (県負担割合)： (1) 栃尾 ① テキスタイルデザイン等の製品企画・開発力の強化 (3/4) ② 産地企業のコラボレーションによる新分野・高付加価値商品の開発販売 (3/4) ③ テキスタイルの海外 (特に中国) への販路開拓 (2/3) (2) 十日町 ① 新たなファッションきものの企画開発 (3/4) ② 小売業との連携による新たなきもの販売ルートの構築 (2/3) ③ ファッションきもの販売のための直営ショップ運営 (2/3) (3) 長岡 ① 地域企業間や大学等外部経営資源との連携のコーディネート (3/4) ② 地域企業のコア (得意) 技術のデータベース構築 (2/3) ③ 技術・品質等の産地基準の開発 (2/3) ④ 地域企業の得意技術を活かした新技術・新製品の開発 (2/3)</p> <p>3 事業期間：平成17年度～平成19年度</p>
03 地域産業集積中小企業活性化事業 (地域産業集積活性化計画支援事業費補助) (関連機関支援強化事業費補助)	組合等	<p>県内中小企業集積及び基盤的技術産業集積の存在する地域における中小企業者等が、新たな経済的環境に即応した事業を行うことにより、当該中小企業集積等の有する機能の強化及び事業の構造の高度化を図る。</p> <p>1 補助対象地域： ① 三条・燕地域 ② 見附・栃尾・長岡地域 ③ 十日町地域 ④ 加茂地域</p> <p>2 補助対象経費： ① 中小企業・組合等が作成した「進出計画」等に従って行う新商品・新技術開発、販路開拓、人材育成等に要する経費</p>

事業名	事業主体	事業概要
【産業振興課】		<p>②支援機関が行う研究開発、人材育成、市場調査等に要する経費</p> <p>3 負担割合：</p> <p>①地域産業集積活性化計画支援事業費補助 国 1/3、県 1/3、組合等 1/3</p> <p>②関連機関支援強化事業費補助 国 1/2、県 1/2</p>
04 マグネシウム合金の次世代型製品開発プロジェクト事業 【産業振興課】	県	<p>マグネシウム等の先端材料加工における微細加工、局所機能化、および環境に配慮した加工プロセス技術開発を県内企業21社、長岡技術科学大学等の参加を得て、産学官連携による研究開発を進め、実用化を図ることにより、知的集積地域の形成と地域産業の高度化、活性化を目指す。</p> <p>○事業内容： 広報事業、研究成果発表会等を通じて、産学官連携活動の促進を図る。</p>
05 専門家派遣事業 (にいがた産業創造機構 (NICCO) 事業) 【産業政策課】	中小企業	<p>被災した中小企業に対して、復興に向けて経営課題の解決を図ろうとする中小企業の求めに応じて専門家を派遣して診断・助言等を行い、経営基盤の強化を図る。</p> <p>○負担率 国 1/3、県 1/3、事業主体 1/3</p>
06 取引連携推進事業 (にいがた産業創造機構 (NICCO) 事業) 【産業政策課】	中小企業	<p>取引のあっせん、ビジネスマッチング、大規模見本市などを通じて企業間の新規取引を促進し販路拡大等に結びつくよう支援する。</p>
07 防災・救災産業研究会事業 (にいがた産業創造機構 (NICCO) 事業) 【産業政策課】	中小企業	<p>にいがた産業創造機構が、震災を契機に、防災・救済用品の開発に取り組むチャレンジ精神旺盛な企業を募集して研究会を発足させ、開発テーマの研究や情報交換を活発化させることにより、「防災・救災産業群」の創造を目指す。</p> <p>1 研究会の内容： ・防災・救災用品に関する新規開発テーマの研究 ・開発商品の評価・指導会 ・開発用品の情報発信</p> <p>2 研究会期間：平成17年7月～平成18年3月（予定）</p>
08 県産農産物加工供給拡大支援事業	食品製造業者	<p>県内の食品製造業者に対して、県産農林水産物を主原料とした新商品開発に伴う県産原材料確保、商品開発、マーケティング等の取組を支援する。</p> <p>1 補助対象 県内の食品製造業者であって、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者</p> <p>2 補助対象経費等： (1)標準事業費 3,000千円 (2)補助対象経費 ①県産原材料確保活動経費 県産原材料確保に必要な産地との検討会等の連携活動費 ②新商品開発経費 原材料費、機械装置・工具器具費等 ③マーケティング活動費 デザイン等指導料、商品評価の試食会・アンケート調査費等</p>

事業名	事業主体	事業概要
【食品・流通課】		3 負担割合：県 1/2、食品製造業者 1/2 4 事業期間：平成17年度～平成19年度

【基本事業 41102 建設産業の新展開への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 建設産業構造改善・新分野進出支援事業 【監理課】	中小建設業者、協業組合、中小企業等協同組合等	建設企業が、合併・協業組合化等の企業連携や新分野・新市場への進出を図るために行う企業戦略プラン策定や新分野進出モデル事業に対して支援する。 1 補助対象者： 新潟県内に主たる営業所を有する次の者（(1)～(3)については、建設業許可を有していること。） (1)中小建設業者 (2)中小建設業者を1者以上含む中小企業者のグループ (3)協業組合 (4)中小企業等協同組合 2 補助対象事業： (1)建設企業戦略プラン策定事業 ①合併、会社分割、事業協同組合・協業組合設立等の企業連携 ②新分野・新市場への進出 (2)新分野進出モデル事業 建設企業が新分野・新市場へ進出するモデルとなる事業実施経費 3 補助対象経費： アドバイザー謝金、アドバイザー旅費、先進地視察旅費、印刷経費、図書購入経費、資料作成費、調査研究費、通信運搬費、消耗品費、外部調査委託費 4 補助金額： 各事業とも1/2以内の額（50万円を限度）

【基本事業 41103 新エネルギーの普及啓発】

事業名	事業主体	事業概要
01 新エネルギーに関するセミナーの開催 【産業振興課】	県	新エネルギーの導入推進を図るため、普及啓発活動の一環として、県民や事業者を対象として、新エネルギーに関するセミナーを開催する。 ○事業期間：平成17年度～平成19年度

② 企業誘致の促進

【基本事業 41201 企業の立地促進への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 産業立地促進事業補助金	県内に工場等を新設・増設	県の次代を担う産業の形成や産業構造の高度化を図るとともに、雇用の機会を創出するため、県内に工場等を新設又は増設した企業に対し、補助金を交付する。

事業名	事業主体	事業概要
【産業立地課】	した企業	<p>1 補助対象： ①対象地域 県内全域 ②対象業種 製造業（医療・福祉機器、先端型加工組立・基幹部品、健康食品・医薬バイオ関連、高度技術型工業分野）</p> <p>2 補助金限度額： ・初期投資（新設） 50億円 ・再投資（増設） 25億円</p> <p>3 補助要件： 固定資産取得額（土地を除く）10億円以上</p> <p>4 補助内容： ①固定資産取得額（土地を除く）に対して ・初期投資 15% ・再投資 5% ②新規常用雇用者1人当たり50万円 ※県営産業団地等は補助金額20%（南部25%）加算</p>
02 大規模企業立地促進事業補助金 【産業立地課】	県内に一定規模以上の工場等を新設・増設した企業	<p>本県産業の活性化を図るとともに、雇用の機会を創出するため、県内に一定規模以上の工場等を新設又は増設した企業に対し、補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象： ①対象地域 県内全域 ②対象業種 製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業</p> <p>2 補助金限度額： ・初期投資（新設） 10億円 ・再投資（増設） 5億円</p> <p>3 補助要件： 固定資産取得額（土地を除く）100億円以上または新規常用雇用者300人超</p> <p>4 補助内容： ①固定資産取得額（土地を除く）に対して ・初期投資 5% ・再投資 3% ②新規常用雇用者1人当たり50万円 ※県営産業団地等は補助金額20%（南部25%）加算</p>
03 研究開発施設立地促進事業補助金 【産業立地課】	県内に研究開発施設を新設・増設した企業	<p>研究開発施設の立地を促進し、本県産業構造の高度化を図るため、県内に研究開発施設を新設又は増設した企業に対し、補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象： ①対象地域 県内全域 ②対象業種 自然科学研究所、研究開発部門</p> <p>2 補助金限度額： ・初期投資（新設） 10億円 ・再投資（増設） 10億円</p> <p>3 補助要件： 固定資産取得額（土地を除く）1億円以上</p> <p>4 補助内容： ①固定資産取得額（土地を含む）に対して ・初期投資 20% ・再投資 20% ②新規常用研究者1人当たり100万円 ※県営産業団地等は補助金額20%（南部25%）加算</p>

事業名	事業主体	事業概要
04 県営産業団地等企業立地促進事業補助金 【産業立地課】	県営団地等に工場等を新設・増設した企業	<p>県営産業団地等における企業立地を促進し、雇用の機会を創出するため、県営産業団地等に工場等を新設又は増設した企業に対し、補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象： ①対象地域 県営産業団地等 ②対象業種 製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業</p> <p>2 補助金限度額： ・初期投資（新設） 5億円 ・再投資（増設） 3億円</p> <p>3 補助要件： 固定資産取得額（土地を除く）1億円以上</p> <p>4 補助内容： ①固定資産取得額（土地を除く）に対して ・初期投資 15%（南部 18.75%） ・再投資 5%（南部 6.25%） ②新規常用雇用者1人当たり50万円</p>
05 外資系企業立地促進事業補助金 【産業立地課】	外資系企業、外国企業、外国の商工団体	<p>外資系企業等の県内進出を促進し、本県産業の活性化を図るとともに、雇用の機会を創出するため、県内に新たに事業所を設置する外資系企業等に対し補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象： (1)対象地域 県内全域 (2)対象業種 ①外資系企業（資本比率1/3超） ②外国企業 ③外国の商工関係団体</p> <p>2 補助金限度額： 300万円（年間100万円を限度に3年間）</p> <p>3 補助要件： 3人以上新規雇用又は30㎡以上の事業所賃貸借</p> <p>4 補助内容： 事業所賃借料（敷金、権利金等を除く）×1/2</p>

【基本事業 41202 防災・安全産業の誘致、創業の促進】

事業名	事業主体	事業概要
01 コールセンター等企業立地促進事業補助金 【産業立地課】	県内にコールセンター等の新設・増設・移転する企業	<p>本県におけるコールセンター及びデータセンターの立地を促進し、雇用の機会の増大及び県民所得の向上を図るため、県内にコールセンター及びデータセンターを新設若しくは増設又は移転する企業に対し、補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象： ①対象地域 県内全域 ②対象業種 コールセンター・データセンター</p> <p>2 補助金限度額：1億円（知事特認2億円）</p> <p>3 補助要件：20人以上新規雇用</p> <p>4 補助内容： ・事業所賃借料（敷金、権利金等を除く）×1/2 ・通信回線使用料×1/2 ・新規常用雇用者数×30万円</p>

事業名	事業主体	事業概要
02 情報サービス企業立地促進事業補助金 【産業立地課】	県内に情報サービス事業所を新設・増設・移転する企業	<p>本県における情報サービス企業の立地を促進し、雇用の機会の増大及び高度情報通信社会に対応した産業構造の構築を図るため、県内に情報サービス事業所を新設若しくは増設又は移転する企業に対し、補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象： (1)対象地域 県内全域 (2)対象業種 ①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③システムインテグレーション事業 ④アプリケーション・サービス・プロバイダ事業 ⑤デジタルコンテンツ事業</p> <p>2 補助金限度額：3千万円 3 補助要件：10人以上新規雇用 4 補助内容： ・事務所開設投資額×1/10 ・事業所賃借料（敷金、権利金等を除く）×1/2 ・新規常用雇用者数×30万円</p>
03 起業・新分野進出支援 （にいがた産業創造機構（NICCO）事業） 【産業政策課】	中小企業	<p>にいがた産業創造機構が、新分野にチャレンジする企業や起業家に対して、専門家による事業評価や新製品の開発等に要する経費の一部補助、マーケティングへの協力、産学連携による新技術開発等の支援を行う。</p> <p>（主な支援内容）</p> <p>1 コーディネーター・メンター等による発掘・育成 起業塾、事業可能性評価、NICCOクラブ運営等 2 専門家等との連携 ブレンネットワーク活用、各種情報の受発信 3 創業や新技術・商品の開発等に要する経費の助成 ゆめ、わざ、もの補助金、専門家派遣 4 マーケティング総合支援 マーケティング支援、取引連携推進 5 次世代をリードする企業群の創出 産学連携支援、産業創造プロジェクト</p>

【基本事業 41203 地域内再投資の支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 産業立地促進事業補助金 【産業立地課】	県内に工場等を新設・増設した企業	(再掲) 64ページ【基本事業 41201-01】参照
02 大規模企業立地促進事業補助金 【産業立地課】	県内に一定規模以上の工場等を新設・増設した企業	(再掲) 65ページ【基本事業 41201-02】参照

	事業名	事業主体	事業概要
03	研究開発施設立地促進事業補助金 【産業立地課】	県内に研究開発施設を新設・増設した企業	(再掲) 65ページ【基本事業 41201-03】参照
04	県営産業団地等企業立地促進事業補助金 【産業立地課】	県営団地等に工場等を新設・増設した企業	(再掲) 66ページ【基本事業 41201-04】参照

(2) 県内観光の復興

① 県内観光の復興

【基本事業 42101 観光復興キャンペーンの展開】

事業名	事業主体	事業概要
01 観光復興キャンペーン推進 (復興基金事業)	観光関係 団体等	<p>震災による風評の払拭又は被災地の観光復興等のため、観光振興を目的とする団体等が行う事業に対して補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象：</p> <p>(1)被災地等で開催する地域イベント等 〈対象事業〉</p> <p>①被災地等で開催される観光復興イベント ②地域が観光復興のために行う誘客宣伝活動 ③被災地等における二次交通アクセス向上に向けた取組 ④その他観光復興に資する事業 〈対象団体〉 地域住民等で構成する団体又は実行委員会等</p> <p>(2)全県を対象としたキャンペーン 〈対象事業〉</p> <p>①誘客キャンペーン（広告宣伝、誘客活動、観光宣伝キャラバン等） ②旅行商品造成・送客促進 ③その他観光復興に資する事業 〈対象団体〉 全県を対象とした事業実施が可能な観光関係団体</p> <p>2 補助対象経費：上記に掲げる事業に要する経費</p> <p>3 事業期間：平成17年度～平成19年度</p>

【基本事業 42102 コンベンションの推進】

事業名	事業主体	事業概要
01 コンベンション誘致推進事業 【観光振興課】	県	<p>県内各地へのコンベンション誘致活動を行うとともに、コンベンション主催者に対する県内開催誘引策として開催費助成を行う。</p> <p>1 コンベンション誘致活動費 県内コンベンション施設及びアフターコンベンション情報の提供を行うとともに、学会・大会等の情報収集を行う。</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供（アフターコンベンションパンフ作成、主催者データ収集、ダイレクトメール兼アンケートの実施） ・県職員による誘致活動 ・東京セミナー開催 <p>2 コンベンション誘致補助金 県が誘致する一定の基準を満たす学会・大会等の主催者等に対し、その開催費の一部を補助する。</p>

【基本事業 42103 観光施設の復旧・整備支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 観光振興支援事業 【県独自事業】 【観光振興課】	市町村等	中越大震災により被災した観光施設等の復旧のため、市町村等が実施する事業に対して補助金を交付する。 1 補助対象： ①対象団体 市町村、知事が認める団体 ②対象施設等 観光誘導案内看板、駐車場、公衆トイレ、歩道、休憩所、観光施設の整備、外国人旅行者対応案内板等のほか知事が特に認める事業 2 補助対象経費： 本工事費（復旧経費・補修経費を含める） 3 負担割合： 県 4/10（上限 12,000千円、下限 1,200千円） 市町村 6/10 4 事業期間：平成17年度
02 観光施設改善資金貸付金 【観光振興課】	観光事業者	観光施設の整備を促進し、観光事業の振興を図るため、県資金を金融機関に預託し、観光事業者に対して貸し付けする。 1 融資対象者： ①県内で2年以上同様の観光事業を行っている者 ②季節旅館から普通旅館へ移行を図る者 2 融資対象施設及び資金用途： 宿泊施設、宿泊施設の付帯施設、スキー場施設、舟遊施設、休憩施設、従業員宿舍及びその付帯施設、知事が適当と認める施設の整備に要する経費 3 融資額：対象事業費の8/10以内（70,000千円限度） 4 償還期間：7年以内（据置期間2年以内を含む） 5 融資利率：年利2.40%（保証付き 年利1.90%）

【基本事業 42104 中長期的な視点に立った観光地づくり支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 観光ゆめプラン支援事業 【県独自事業】 【観光振興課】	市町村等	広域誘客の核となる観光地づくりに向けて中長期的な視点に立ち取り組む市町村等の観光地づくりプランに基づき実施するハード整備事業に対して補助金を交付する。 1 補助対象： (1)対象団体 市町村、一部事務組合等 (2)対象プラン ①賑わいづくりプラン ②景観・町並みづくりプラン ③自然体験観光地づくりプラン (3)対象施設 歩行者用観光案内板、休憩所、空き施設を改造した交流イベント施設、散策ルート整備、町並みの修景、施設のライトアップ・街灯 その他目的を達成するために必要な施設 2 補助対象経費： 本工事費（上限 100,000千円、下限 30,000千円） 3 負担割合： ・県 4/10（上限 40,000千円、下限 12,000千円） ・市町村 6/10

3 まちの再生

(1) まちなかの再生

① 快適で安全な都市づくり支援

【基本事業 51101 地域コミュニティ確保のための住宅周辺環境整備への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 住宅地区改良事業等計画基礎調査事業 【建築住宅課】	市町村	住宅市街地の総合的整備の計画的かつ効率的推進及び住宅地区改良事業等の促進と円滑な実施を図るため、住宅市街地整備方針や整備プログラムの策定などを行う地方公共団体に対し、国が必要な助成を行う。 1 主な補助対象： ①住宅市街地整備方針 住環境水準を指針とした住宅市街地整備・誘導方針案の策定 ②整備プログラム 優先的に改善等を図るべき住宅市街地を整備するためのプログラムの策定 ③計画基礎調査 住宅地区改良事業等を実施するに当たって、特に必要となる現況調査、基本構想の策定等 ④まちづくり協議会支援 住宅地区改良事業の実施に当たり、良好なコミュニティ形成を図るため、住民等によるまちづくり組織に対する支援 2 補助対象経費： ①住宅市街地整備方針 現況調査費、住宅市街地整備方針案策定経費 ②整備プログラム 現況調査費、整備・誘導計画案策定経費、整備プログラム策定経費 ③計画基礎調査 現況調査費、事業計画案策定経費 ④まちづくり協議会支援 まちづくり協議会支援事業に要する経費 3 負担割合：国 1/2、市町村 1/2
02 まちづくり交付金	市町村	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度で、市町村に対して交付する。 1 制度の概要： ①交付期間 平成16年度創設事業で、概ね3～5年 ②都市再生整備計画の作成 市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成する。 ③交付金の交付 国（国土交通省）は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、年度毎に交付金を交付する。 ④交付金の交付限度額 交付対象事業費の概ね4割

事業名	事業主体	事業概要
【都市整備課】		<p>⑤事後評価の公表 交付金終了時、市町村は目標の達成状況等に関する事後評価を実施し、その結果を公表する。</p> <p>2 交付対象事業：</p> <p>①基幹事業 公共施設：道路・公園・河川・下水道など 地域生活基盤施設：駐車場・地域防災施設など 高質空間形成施設：電線類地中化・地域冷暖房施設など 高次都市施設：地域交流センター・情報センターなど 土地区画整理事業などの面整備 公営住宅等整備：公営住宅・高齢者向け優良賃貸住宅など</p> <p>②提案事業 事業活用調査・まちづくり活動支援などの市町村提案ソフト事業</p>
03 地域住宅交付金 【建築住宅課】	県、市町村	(再掲) 13ページ【基本事業 11301-02】参照

【基本事業 51102 快適で安全な都市基盤整備の推進】

事業名	事業主体	事業概要
01 市街地再開発事業	組合	<p>市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに道路、広場等の公共施設の整備を行う事業者に対して補助金を交付する。</p> <p>1 採択の基準：</p> <p>(1)市街地再開発事業の都市計画決定がなされた地区又は採択年度内になされることが確実と見込まれる地区であること。 (2)都市再開発法などにより再開発を促進すべき地区として定められた地区において実施されるものであること。 (3)施行区域が原則0.5ha以上であること。 (4)施行区域内に都市計画決定をした広場又は街路で計画幅員が8m以上のものを含むこと。(道路特会の補助を受ける場合)</p> <p>2 補助対象：</p> <p>(1)対象となる者 市町村、市街地再開発組合など</p> <p>(2)対象事業 (一般会計：建築物などの整備費) ①調査設計計画費 ②土地整備費 ③共同施設整備費 (道路特会：都市計画道路などの整備費) ①都市計画道路などの用地取得や補償に必要な費用 ②都市計画道路などの整備に必要な費用</p> <p>3 負担割合：(市街地再開発組合が施行する場合) (一般会計) 国 1/3、県 1/6、市町村 1/6、組合 1/3</p>

事業名	事業主体	事業概要
【都市整備課】		(道路特別会計) 県道 国 1/2、県 3/8、市町村 1/8 市町村道 国 1/2、県 1/8、市町村 3/8
02 土地区画整理事業 【都市整備課】	組合	面的開発による健全な市街地の造成を図り、公共施設の整備、及び宅地の利用と公共の福祉の増進に資する。 1 採択要件： 施行地区の地権者で構成される土地区画整理組合(以下、組合)が施行する事業で、補助基本額3億円以上のもの。 以下、(1)～(5)全てに該当する必要がある。 (1)組合が「土地区画整理法」に基づき都市計画事業として施行すること。 (2)施行地区の面積が10ha以上であること。 ただし、以下においては2ha以上。 ①人口集中地区及びこれに隣接する地区 ②被災市街地復興推進区域内 (3)都市計画道路の新築又は改築を含む地区であること。 (4)施行後における公共用地の面積が施行地区の25%以上であること。 (5)施行地区の面積が20ha未満の場合、施行地区内の都市計画において定められた幅員12m以上の道路を用地買収方式により整備することとした事業費が、当該事業費の1/3以上であること。 2 補助割合： (道路特別会計)国 5.0/10、県又は市町村 5.0/10 (臨時交付金) 国 5.5/10、県又は市町村 4.5/10
03 都市公園事業 【都市整備課】	県、市町村	快適で安全な都市環境の形成のため、都市公園又は緑地を整備する。 1 採択要件： 全体事業費が、県事業5億円以上、市町村事業1億円以上で、以下の要件を満たすもの (1)都市計画法に規定する都市計画施設であること (2)街区公園、近隣公園においては、「住宅地関連公共施設整備に係る公園」「面的整備事業における公共施設管理者負担金にかかる公園」「緑の基本計画における緑化推進を重点的に図るべき地区内の公園」または、「1ha以上の防災公園」であること (3)特殊公園においては、「墓園」「風致公園」であること 2 負担割合： ・用地費 国 1/3、地方公共団体 2/3 ・施設費 国 1/2、地方公共団体 1/2

② 商店街の復興支援

【基本事業 51201 商店街の復興に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 中小企業高度化資金貸付金 【商業振興課】	組合等	(再掲) 34ページ【基本事業 13501-02】参照

事業名	事業主体	事業概要
02 中心市街地リノベーション事業 【商業振興課】	TMO、第3セクター、商店街振興組合等、商工会議所等、共同出資会社	商店街団体が実施するアーケード、駐車場等の公共的 共同施設の整備、及びテナント・ミックスに資する店舗 等の共同利用型商業施設の整備に対して補助する。 1 補助対象： タウンマネジメント機関（TMO）、第3セクター、 商店街振興組合等、共同出資会社 2 補助対象事業： ①アーケード、駐車場等の公共的共同施設の整備 ②テナント・ミックスに資する店舗等の共同利用型商 業施設の整備 3 負担割合： ・国 1/4～1/2の範囲内で事業主体により決定 ・県 1/4～1/3の範囲内で事業主体により決定 ・事業主体 1/6～1/2 4 補助限度額： 3～12.5億円で事業主体等により決定（地下駐車場、 電線類地中化事業、高度利用型商業関連施設整備を行 う場合は割増あり）
03 中心市街地商業活性化事業 【商業振興課】	TMO	中心市街地におけるソフト面での活性化事業に対して 支援するため、(財)にいがた産業創造機構に補助金を交 付し、中心市街地商業活性化基金（高度化資金による貸 付）の運用益と併せてタウンマネジメント機関（TMO） 等に対して補助する。 1 補助対象： タウンマネジメント機関（商工会、商工会議所、特定 会社、公益法人） 2 補助対象事業： ①コンセンサス形成事業 ②テナント・ミックス管理事業 ③広域ソフト事業 ④事業設計・調査・システム開発事業 3 負担割合： (財)にいがた産業創造機構 9/10(店舗賃借料は3/10) タウンマネジメント機関 1/10(店舗賃借料は7/10) 4 補助限度額： ①、②の事業 180万円 ③、④の事業 400万円
04 未来を拓け！21世紀型商店街 創出支援事業	商店街振興組合、 商工会、 商工会議 所、その 他商店街 組織等	商店街団体が実施する地域社会のニーズに応える新 たなサービス提供等のソフト事業やそれらと合わせて行 う商業基盤施設整備事業に対して補助する。 1 補助対象： 商店街振興組合等、商工会・商工会議所、その他商 店街組織等 2 補助対象事業： ①サービス等事業 高齢化、情報化、環境問題や駐車場対策に対応し たサービス事業や空き店舗等を利用した商店街活 性化事業 ②商店街全体で一体的・継続的に各種活性化事業を 実施する商店街マネジメント対策事業 3 負担割合：国 1/4、県 1/4、事業主体 1/2 4 補助限度額： ①のうち駐車場対策・空き店舗対策事業 15,000千円 ①のうち上記以外の事業 10,000千円

事業名	事業主体	事業概要
【商業振興課】		②の事業 7,000千円
05 未来を拓け！21世紀型商店街創出支援事業 【県独自事業】 【商業振興課】	商店街振興組合、商工会、商工会議所、その他商店街組織等	<p>商店街団体等が実施する地域社会のニーズに応える新たなサービス提供等のソフト事業やそれらと合わせて行う商業基盤施設整備事業に対して補助する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象： 商店街振興組合等、商工会・商工会議所、その他商店街組織等 2 補助対象事業： ①調査・計画策定事業 ②システム構築事業 ③サービス等事業 高齢化、情報化、環境問題や駐車場対策に対応したサービス事業や、空き店舗等を利用した商店街活性化事業 創意工夫を活かしたキャンペーン、イベント事業 ④ ③の事業と同年度若しくは翌年度に実施する商業基盤施設の整備 3 負担割合：県 1/4、市町村 1/4、事業主体 1/2 4 補助限度額 ①、③のキャンペーン、イベント事業：1,000千円 ②の事業：1,500千円 ③の事業：5,000千円
06 商店街緊急支援事業 【県独自事業】 【商業振興課】	商店街振興組合等、商工会議所等、TMO、第3セクター、共同出資会社、中小小売業者	<p>郊外型大型店の出店により著しい影響が予想される市町村において、商工会議所等が実施する地域の消費者ニーズを的確にとらえ商店街及び個店の魅力を高めることで競争力の強化を図ろうとする事業を緊急的に支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 がんばる商人街づくり応援事業 市町村が街づくりを行う上で重要とする商店街において、消費者と専門家が一体となり意欲ある商業者に対し、店舗の魅力づくり等の観点から助言・指導を行う商工会議所等の事業に対し市町村を通じて補助する。 ・負担割合：県 1/3、市町村 1/3、事業主体 1/3 ・補助限度額：1,009千円 2 商店街魅力アップ事業 商店街団体等が郊外型大型店に対抗するため、高齢者対策等の新たなサービスの提供、アーケードの改修等の環境改善等、商店街の魅力向上を図るため緊急的に行う事業に対し市町村を通じて補助する。 ・負担割合：県 1/3、市町村 1/3、事業主体 1/3 ・補助限度額：6,666千円 3 商店街緊急支援資金 中小小売商業者が行う店舗改築・品揃えの充実等の新たな事業展開や経営の安定化を図る取組に対して融資を行う。 ・設備資金：30,000千円限度、融資利率 年1.9% ・運転資金：15,000千円限度、融資利率 年1.9% (1事業者の限度額は30,000千円)
07 専門家派遣事業 (いいがた産業創造機構(NICO)事業) 【産業政策課】	中小企業	(再掲) 63ページ【基本事業 41101-05】参照

(2) 住宅・街並みの整備

① 住宅地の復興支援

【基本事業 52101 住宅地の復興に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 街なみ環境整備事業 【建築住宅課】	市町村	<p>住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の設備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助対象：市町村 補助対象区域： <ol style="list-style-type: none"> 街なみ環境整備促進区域 <ol style="list-style-type: none"> ①から③のいずれかに該当する面積1ha以上の区域 <ol style="list-style-type: none"> ①接道不良住宅率70%以上、住宅戸数密度30戸/ha以上 ②区域内の幅員6m以上の道路延長1/4未満、公園・広場・緑地の面積の合計が3%未満 ③条例等により景観形成を図るべきこととされている区域 街なみ環境整備事業地区 街なみ環境整備促進区域において面積0.2ha以上であって、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されていること。 事業内容（補助率）： <ol style="list-style-type: none"> (1)協議会組織による良好な街なみ形成のための活動（国 1/2、市町村 1/2） (2)地方公共団体による次の事業（国 1/2、市町村 1/2） <ul style="list-style-type: none"> ・街なみ環境整備方針の策定 ・街なみ環境整備事業計画の策定 ・生活道路、通路、公園、広場、緑地等地区施設の整備等 (3)区域内土地所有者等による次の事業（国 1/3、市町村 2/3） <ul style="list-style-type: none"> ・門、塀等の移設 ・生け垣、傾斜屋根等の修景施設等の整備等
02 優良建築物等整備事業	市町村	<p>市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物等の整備を行う施行者に地方公共団体が費用を補助する場合、国がその費用の一部を地方公共団体に助成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象地域： <ul style="list-style-type: none"> ・市街地総合再生計画区域 ・中心市街地 ・県庁所在地又は通勤圏内の人口25万人以上である都市の通勤圏 ・人口5万人以上の市の区域 他 対象要件： <p>次の基礎要件及びいずれかの個別要件に適合すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)基礎要件 <ol style="list-style-type: none"> ア)地区面積 原則として、概ね1,000㎡以上 イ)地区等要件 <ul style="list-style-type: none"> ・一定以上の空地を確保すること。

	事業名	事業主体	事業概要
	【建築住宅課】		<ul style="list-style-type: none"> ・一定以上の接道条件を満たしていること。 ・建物の階数が地上3階以上であること。 ・建物の構造が耐火建築物又は準耐火建築物であること。 <p>(2) 個別要件</p> <p>ア) 優良再開発型</p> <p>① 共同化タイプ 2人以上の地権者が敷地の共同化とあわせて建築物の整備を行う事業</p> <p>② 市街地環境形成タイプ 建築協定などに基づき良好な景観の形成等に配慮して協調的な建築物を整備する事業等</p> <p>③ マンション建替タイプ 10人以上の区分所有者による老朽化した共同住宅の建替事業</p> <p>イ) 市街地住宅供給型</p> <p>① 住宅複合利用タイプ 住宅を他の施設と共同して建設することにより住宅の地価負担を軽減し、15戸以上の住宅を供給する事業</p> <p>② 優良住宅供給タイプ 重点供給区域内等において優良な住宅を30戸以上供給する事業</p> <p>ウ) 既存ストック活用型 既存オフィスビル等を活用して住宅を整備するもので、10戸以上住宅を供給する事業</p> <p>エ) 耐震型 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、改修計画の認定を受けた建築物の耐震化を行う事業</p> <p>3 国庫補助対象経費： <ul style="list-style-type: none"> ・調査設計計画費 ・土地整備費 ・共同施設整備費 ・耐震整備費（耐震型のみ） </p> <p>4 国庫補助率： 地方公共団体が施行者に補助する費用の1/2以内、かつ、補助対象事業費の1/3以内 </p>
03	まちづくり交付金 【都市整備課】	市町村	(再掲) 71ページ【基本事業 51101-02】参照
04	地域住宅交付金 【建築住宅課】	県、市町村	(再掲) 13ページ【基本事業 11301-02】参照

4 災害に強い県づくり

(1) 防災体制の強化

① 地域防災体制の再構築

【基本事業 61101 県地域防災計画の見直し】

事業名	事業主体	事業概要
01 県地域防災計画の全面見直し 【県独自事業】 【危機管理防災課】	県	<p>中越大震災の教訓を基に、地域防災計画を全面的に見直し、本県防災体制を真に実効性あるものにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対応の検証と課題の整理（学識経験者等による検証委員会設置） ○上記課題を踏まえた、県及び防災関係機関の共同作業による計画修正 ○学識経験者等を交えた防災会議専門部会における集中審議 ○パブリックコメント等による県民意見の反映 <p>〈主な修正内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部体制の充実・強化 ・県による市町村支援体制の強化 ・情報通信体制の強化 ・自主防災組織の育成・強化 ・緊急輸送ネットワークの見直し など

【基本事業 61102 県の危機管理体制の充実・強化】

事業名	事業主体	事業概要
01 県災害対策本部体制の見直し 【県独自事業】 【危機管理防災課】	県	<p>中越大震災、7.13水害等での教訓を踏まえ、危機・災害時に組織をあげて、迅速且つ的確な対応ができるために災害対策本部体制の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連絡指令室、部局及び地域機関の役割の再構築
02 危機管理防災センター(仮称)の整備 【県独自事業】 【危機管理防災課】	県	<p>7.13水害、中越大震災の教訓を踏まえ、危機管理及び災害等に対し機動的な対応をするため、県災害対策本部の基盤となる「危機管理防災センター(仮称)」を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本構想の策定ほか

【基本事業 61103 自主防災組織の支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 自主防災組織リーダー等研修 【危機管理防災課】	県	<p>自主防災組織の指導的立場にある者又は今後自主防災組織を結成しようとする団体の構成員等のレベルアップを図るため、研修会を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研修対象：県内の自主防災組織指導者等 2 研修内容：座学、演習、実技など

【基本事業 61104 防災関係講座の開設】

事業名	事業主体	事業概要
01 防災関係講座開設にかかる検討調査 【危機管理防災課】	県	中越大震災の経験を踏まえ、県民の防災意識を高めるため、一般市民を対象とした防災学習や防災関係者の専門研修を推進する講座開設の調査を行う。 ○防災関係講座開設の検討実施

② 災害医療対策の確立

【基本事業 61201 災害拠点病院の整備】

事業名	事業主体	事業概要
01 災害時医療従事者養成事業 【医薬国保課】	国 県	1 厚生労働省研修 災害拠点病院の医療従事者（5人1班）を厚生労働省の主催する研修に参加させることにより災害時医療技術の向上を図る。 ・派遣先:独立行政法人国立病院機構災害医療センター 2 基幹災害医療センター委託研修事業 基幹災害医療センター（長岡赤十字病院）に委託し、災害時医療救護活動従事者を対象に災害時における医療従事者のあり方について研修を実施する。
02 災害拠点病院施設・設備整備事業 【医薬国保課】	災害拠点病院開設者	災害拠点病院の施設設備整備を補助することにより、災害時の患者受入れ機能、水、薬品、医療資器材等の備蓄等の整備を図る。 1 対象経費： (1)施設 ①基幹災害医療センター 耐震補強、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、研修部門、ヘリポートに係る工事費又は工事請負費 ②地域災害医療センター 耐震補強、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポートに係る工事費又は工事請負費 (2)設備 災害拠点病院に必要な医療機器の購入費用 2 負担割合：国 1/3、県 1/3、病院 1/3

【基本事業 61202 被災地に対する医療支援活動の調整・連携機能の強化】

事業名	事業主体	事業概要
01 広域災害・救急医療情報システムの運営 【医薬国保課】	県	医療機関、消防、行政等の機関をコンピュータネットワークで結び、平常時は医療機関における診療の可否等各種の救急医療情報を収集・提供し、災害時には、被災地医療機関の被災状況や必要な支援項目などの情報を収集し、適切な救援救助活動を可能とする。 ○システム参加機関 148機関(平成17年6月1日現在)
02 災害時医療救護活動マニュアルの見直し 【県独自事業】	県	新潟県地域防災計画の行動マニュアルである新潟県災害時医療救護活動マニュアルについて、関係者を集めたワーキングチームを設置し、平成16年度の災害を踏まえて見直しを行い、被災地に対する医療支援活動の調整・

事業名	事業主体	事業概要
【医薬国保課】		連携機能の強化を図る。 ○平成18年2月 新マニュアル完成予定

【基本事業 61203 災害派遣医療チーム (DMAT) の整備】

事業名	事業主体	事業概要
01 災害派遣医療チーム整備事業 【医薬国保課】	県	<p>災害の急性期に可及的早期に救出・救助部と合同し、活動できるトレーニングを受け、機動性を持った災害派遣医療チーム (DMAT) の体制の確保に必要な災害派遣用医療機器等の整備に対し補助する。</p> <p>1 補助対象： 都道府県若しくは都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院、救命救急センター等で厚生労働大臣が適当と認めるもの。 ※県内では、以下の5病院で整備 平成16年度：新潟県立中央病院、下越病院、新潟市民病院、佐渡総合病院 平成17年度：村上総合病院</p> <p>2 補助対象経費： DMATの体制確保に必要な医療機器等の購入費用 ※主な医療機器等 衛星携帯電話、トランシーバー、ユニフォーム、ヘルメット、ヘッドライト、安全靴、手袋、医療資器材搬入用バック、簡易心電図モニター 等</p> <p>3 負担率：国 1/2、県 1/2</p>
02 災害派遣医療チーム研修事業 【医薬国保課】	国	<p>厚生労働省が主催する災害派遣医療チーム (DMAT) 研修に、県内対象病院からDMAT従事者を推薦し、DMAT従事者の養成を図る。</p> <p>1 研修対象者： 救命救急センターまたは災害拠点病院等に勤務する医師を中心とした看護師、救急救命士等からなるチーム (1チーム5名) ※県内では、以下の5病院を対象とする 新潟県立中央病院、下越病院、新潟市民病院、佐渡総合病院、村上総合病院</p> <p>2 研修実施機関： 独立行政法人国立病院機構災害医療センター</p>

【基本事業 61204 医療資器材の備蓄、配備】

事業名	事業主体	事業概要
01 防災用医療資器材等整備事業 【県独自事業】	県	<p>災害発生時の医療救護活動に使用する医療資器材等を配備、備蓄する。</p> <p>1 配備： 災害発生時に医療救護班と歯科医療救護班が携行するために配備している救護セットのメンテナンスを行う。 ・医療救護セット 9セットを7箇所に配備 ・歯科医療救護セット 8セットを5箇所に配備</p>

事業名	事業主体	事業概要
【医薬国保課】		2 備蓄： 災害発生から3日分の医療資器材等の備蓄を業者へ委託する。 ・医療品60品目を6地区に分散備蓄。(県医薬品卸組合へ委託) ・医療資器材59品目を3地区に分散備蓄。(県医理科器械同業組合へ委託)

③ 災害救援ボランティア活動の支援

【基本事業 61301 災害救援ボランティア活動の支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 新潟県災害救援ボランティア活動連絡会の設置 【県独自事業】 【県民生活課】	県、ボランティア関係団体	災害発生時に円滑なボランティア活動が実施されるよう、平常時からの人材育成や活動マニュアルの整備、ボランティア団体とのネットワーク化などを図るため、関係団体及び新潟県などによる活動組織「新潟県災害救援ボランティア活動連絡会」を設置し、ボランティア活動を支援する。 1 活動の内容： ・ボランティアコーディネーター研修などの人材育成 ・災害ボランティア活動マニュアルの整備 ・活動資材等の助成制度等の把握及び資材ストック情報の整理 ・災害救援ボランティアのネットワーク構築 ・県外との災害情報の受発信及び他県との協力・連携 2 事業期間：平成17年度～
02 公益信託にいがたNPOサポートファンド助成事業 【県独自事業】 【県民生活課】	NPO法人	平成16年度から実施している当該ファンドに新たに災害関連の対象事業を追加し、NPO法人に対し、地域と連携して実施する災害復興活動や今後の災害などに備えた活動基盤の整備を支援する。 1 助成対象者：県内に主たる事務所を持つNPO法人 2 助成対象活動： ・地域と連携して実施する災害復興活動 ・今後の災害などに備えた活動基盤の整備 3 助成の種類： ①立ち上がり期助成：成立後1年未満のNPO法人 ②展開期助成：この助成を活用してNPO活動を本格的に展開しようとするNPO法人 4 助成額： ①立ち上がり期助成 上限10万円、事業費の1/2が限度 ②展開期助成 上限50万円、事業費の1/2が限度 5 助成対象経費： 講師謝金、活動に主要な役目を果たすと認められる人件費及び備品購入費、機材等借り上げ料、会議費、旅費交通費、通信費、事務費 6 事業期間：平成17年度～平成24年度

④ 災害情報の入手困難者への支援

【基本事業 61401 視聴覚障害者に対する情報支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 障害児・者日常生活用具給付費補助事業 【障害福祉課】	市町村	<p>在宅の重度障害児・者に対して、日常生活を容易にするための用具及び機器を給付することにより、生活の向上を図る。</p> <p>1 給付対象者及び用具：(情報支援関係)</p> <p>①視覚障害者 視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字タイプライター等</p> <p>②聴覚障害者 聴覚障害者用屋内信号装置、ファクシミリ等</p> <p>2 費用負担： 国1/2、市1/2（町村分は県1/4、町村1/4）</p> <p>3 自己負担： 生活保護及び住民税非課税世帯：全額公費負担 その他の世帯：所得に応じて自己負担あり</p>
02 手話通訳者等派遣事業 【障害福祉課】	県	<p>手話通訳者等を派遣することにより、聴覚障害者等に対する情報伝達等のコミュニケーションを円滑に行う。</p> <p>1 派遣対象事業： ・県が開催する大会、研修会、説明会等 ・その他県が派遣を適当と認めた場合</p> <p>2 派遣通訳等： 県登録の手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員</p> <p>3 費用負担：国 1/2、県 1/2</p>

【基本事業 61402 在住外国人への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 在住外国人支援検討ネットワーク会議 【国際交流課】	県	<p>県内在住外国人をはじめとする外国人支援施策の充実を図り、外国人が住みやすく、訪れやすい環境づくりを進めるため、関係団体で構成する会議において具体的な施策・事業等について検討を行う。</p> <p>1 検討内容： 在住外国人向け防災情報の提供等、在住外国人が抱える課題のうち特に緊急性の高いもの</p> <p>2 構成員：県内の関係する団体及び行政機関</p> <p>3 開催予定：今年度3回程度を予定</p> <p>4 事業期間：平成17年度</p>

(2) 防災基盤の強化

① 緊急輸送ネットワークの整備

【基本事業 62101 新潟県地域防災計画の見直しに伴う緊急輸送ネットワークの見直し・充実】

事業名	事業主体	事業概要
—	—	(検討を進める)

【基本事業 62102 地域高規格道路の整備推進】

事業名	事業主体	事業概要
01 長岡東西道路の整備促進 【道路建設課】	県	<p>広域的な人の移動及び物資の輸送に必要な幹線道路網のリダンダンシー（災害時に機能不全とならないように備えるネットワークの多重化）を確保するため、地域高規格道路事業を推進し、大災害時における安全・安心な輸送経路の確保を図る。</p> <p>1 事業内容 地域高規格道路「長岡東西道路」の一部として、長岡市街地内の交通混雑の解消及び物流の効率化を図るため、長岡市要町から西津町に至る延長3.3kmの4車線（暫定2車線）の道路整備を行う。</p> <p>2 負担割合：国 5.5/10、県 4.5/10</p>

【基本事業 62103 災害に強い道路づくりの推進】

事業名	事業主体	事業概要
01 道路改築事業 (交通円滑化事業) (地域連携推進事業) (交通連携推進事業) (緊急地方道路整備事業) 【道路建設課】	県	<p>広域的な人の移動及び物資の輸送に必要な幹線道路網のリダンダンシー（災害時に機能不全とならないように備えるネットワークの多重化）を確保するため、特に必要な道路ネットワークの整備を推進し、大災害時における安全・安心な輸送経路の確保を図る。</p> <p>○負担割合：国 5.5/10、県 4.5/10</p>
02 震災対策橋梁補修事業ほか 【道路管理課】	県	<p>震災に備え、橋梁の耐震補強や盛土や斜面の強化をはかる。</p> <p>1 橋梁耐震3カ年プログラムによる緊急輸送道路の強化 ・橋梁補修事業（公共） 補助率 1/2 ・耐震対策橋梁補修事業（県単）</p> <p>2 盛土や斜面の強化 ・災害防除事業（公共） 補助率 1/2 ・道路防災対策事業（県単）</p>

② 自然の猛威に備えた防災施設の整備と強化

【基本事業 62201 災害に備えた防災事業の推進】

事業名	事業主体	事業概要
01 広域河川改修事業	県	指定区間内の一級河川及び二級河川において、改良工事を行う。

事業名	事業主体	事業概要
【河川整備課】		<p>1 採択の基準： 指定区間内の一級河川又は二級河川において、一定の計画に基づき施行される改良工事であって、その総事業費が都市河川にあつては、概ね24億円以上（都市河川改修費補助で採択されるものを除く。）、その他の河川にあつては、概ね12億円以上のもので、次の各号の一に該当するもの。</p> <p>(1)改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内的の農耕地が200ha以上であるもの、宅地（公共用地又は5ヶ年以内に宅地となることが予測される土地を含む。以下同じ。）が20ha以上であるもの、家屋が200戸以上あるもの又は農耕地が100ha以上であつて、かつ、宅地が10ha以上もしくは家屋が100戸以上であるもの。</p> <p>(2)改良工事による費用便益比が1以上であるもの。</p> <p>2 負担割合：国 1/2、県 1/2</p>
02 砂防事業 【砂防課】	県	<p>風水害、震災等により多発する土砂災害に対して、砂防施設を着実に整備することにより災害の防止を図る。</p> <p>1 工事内容：えん堤工、床固工等 2 補助率：国 1/2、県 1/2</p>
03 地すべり対策事業 【砂防課】	県	<p>風水害、震災等により多発する土砂災害に対して地すべり防止施設を着実に整備することにより災害の防止を図る。</p> <p>1 工事内容： 横ボーリング工、水路工、切土工、押え盛土工、土止工、法枠工、杭工、集水井工、植生工等 2 補助率：国 1/2、県 1/2</p>
04 急傾斜地崩壊対策事業 【砂防課】	県	<p>風水害、震災等により多発する土砂災害に対して、急傾斜地崩壊防止施設を着実に整備することにより災害の防止を図る。</p> <p>1 工事内容： 排土工、現場吹付法枠工、防護柵工、待受擁壁工、水路工、モルタル吹付工、ブロック積工等 2 補助率：国 1/2、県 1/2（受益者負担金は除く）</p>
05 総合流域防災事業 （雪崩対策事業） 【砂防課】	県	<p>豪雪により発生する雪崩に対して雪崩対策施設を着実に整備することにより災害の防止を図る。</p> <p>1 工事内容：雪崩予防柵、雪崩防護工等 2 補助率：国 1/2、県 1/2</p>

【基本事業 62202 堤防等河川管理施設の点検・対策の強化】

事業名	事業主体	事業概要
01 総合流域防災事業 （堤防強化対策）	県	<p>個々の事業規模が小さい等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が補助を行う制度を定めることにより、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進する。</p>

事業名	事業主体	事業概要
【河川管理課】 【河川整備課】		1 採択の基準： 指定区間内の一級河川及び二級河川の堤防において、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対し所要の安全性が確保されていない堤防に対して実施する強化対策等で、1事業の総事業費が50億円未満のもの。 2 負担割合：国 1/2、県 1/2

【基本事業 62203 災害時及び平常時における防災情報の充実】

事業名	事業主体	事業概要
01 総合流域防災事業 (情報基盤整備) 【河川管理課】 【砂防課】	県	河川等の情報収集・提供等を行うシステム（総事業費3億円以上）で、指定区間内の一級河川及び二級河川、これら河川において都道府県が管理するダム、及び過去に土石流災害、地すべり災害もしくははがけ崩れ災害を受けた地区または受けるおそれの高い地区に係る、雨量計、水位計、水質系、漏水量系、ワイヤーセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設、観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム、水位や流量等を予測・提供するシステム、並びに土石流、地すべり及び崖崩れに関する予警報システムの整備を行う。 1 負担割合：国 1/2、県 1/2 2 事業期間：平成16年度～平成21年度
02 総合流域防災事業 (浸水想定地区図等調査) 【河川管理課】	県、市町村	1 事業内容： (1)浸水想定区域調査（県） 指定区間内の一級河川及び二級河川において、水防法に基づき洪水予報河川又は水位情報周知河川に指定した河川または指定する河川について実施する浸水想定区域の指定に係る調査を行う。 ○負担割合：国 1/3、県 2/3 (2)ハザードマップ調査（市町村） 水防法に基づく浸水想定区域の指定により、その区域に含まれる市町村が国及び都道府県の補助を受けて実施する洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項及びその周知に係る調査を行う。 ○負担割合：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 2 事業期間：平成17年度～平成21年度
03 総合流域防災事業 (砂防基礎調査等) 【砂防課】	県	1 砂防基礎調査等 土砂災害防止法による基本方針に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの恐れがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査を行う。 ○負担割合：国 1/3、県 2/3

【基本事業 62204 インターネットを使用した地盤情報システムの構築】

事業名	事業主体	事業概要
01 地盤情報システムの整備	県 市町村	1 事業内容： 県内のボーリングデータを集積・デジタル化(GIS化)

事業名	事業主体	事業概要
【監理課】		し、共有サーバーで保管管理するとともに、インターネットを通じて配信することで、自治体や研究機関等が地盤情報を共有することが可能となり、効率的な社会資本整備や防災関連情報の整備に資するものである。 2 事業効果： ①地盤情報の共有（地質調査の効率化・経費削減） ②地震時の被害に対する地盤の安全性等の判定や評価 ③災害復旧計画等の基礎データとして利用 ④広域な液状化発生危険区域の予測や軟弱地盤の把握 ⑤地盤の調査研究において、関係機関の連携強化 ⑥県民への地盤関連情報や防災関連情報の提供

③ 公共施設の耐震性強化

【基本事業 62301 非常用電源設備の充実強化】

事業名	事業主体	事業概要
01 非常用電源整備事業 【管財課】	県	地震発生時の災害対策の拠点機能を発揮するため、各総合（合同）庁舎の非常用電源設備の整備を行う。 ○事業期間：平成17年度

【基本事業 62302 防災行政無線の充実】

事業名	事業主体	事業概要
01 防災行政防災無線移動系更新事業 【管財課】	県	① 災害時の情報交換と指揮系統の確保を図るため、防災行政無線の移動系設備の更新のための調査を行う。 ② 災害情報収集サポートカーを導入する。 ③ 防災行政無線の移動系設備の機器を、平成17年度の調査検討結果に基づき更新する。 ○事業期間：①、② 平成17年度 ③ 平成18年度～平成20年度

【基本事業 62303 県立学校施設の耐震性強化】

事業名	事業主体	事業概要
01 全面改築事業 【財務課】	県	老朽化した校舎の安全確保と教育環境の維持向上を図るため、県立学校の全面改築事業を行う。 ※全面改築済2校、現在の計画以降の改築校未定 1 改築計画： ①高田高校 ・事業期間：平成17年度～平成21年度 ②新発田高校 ・本年度基本設計実施 2 負担割合：県 10/10 ※体育諸施設の一部は国 1/3、県 2/3
02 県立学校大規模・耐震改修事業	県	老朽化した県立学校の非木造校舎について、大規模改修及び耐震改修を行い、教育環境の維持向上・安全確保を図る。

事業名	事業主体	事業概要
【財務課】		1 事業内容： ①建築後30年及び45年を改修基準年として、建物の適切な保全を図るため大規模改修工事を計画的に実施する。 ②現行耐震基準に適合しない昭和56年以前に建築された校舎については、耐震診断を行うとともに耐震性が低い校舎の耐震補強工事を大規模改修工事と併せて実施する。 2 負担割合：県 10/10
03 県立学校体育館耐震診断・耐震補強事業 【財務課】	県	中越大震災により多くの学校体育館が被害を受け、授業に支障を来すとともに避難所として使用できない状態となったことから、学校体育館についても早急に耐震診断及び耐震補強を実施し、機能と安全を確保する。 1 事業内容： 現行の耐震基準に適合しない昭和56年以前に建築された学校体育館について、耐震診断を行うとともに耐震性が低い場合は耐震補強工事を実施する。 2 負担割合：県 10/10

④ 住宅の耐震性強化の促進

【基本事業 62401 住宅の耐震強化への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 住宅・建築物耐震改修等事業	県、市町村	地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う。 1 補助対象： 地方公共団体が定めた住宅・建築物耐震化促進計画に定められ次の事業 (1)住宅の耐震化の支援に関する事業 ・住宅の耐震診断 等 (2)建築物の耐震化の支援に関する事業 ・建築物の耐震診断 等 (3)住宅の耐震改修又は建替えに関する事業 (4)建築物又はマンションの耐震改修に関する事業 2 補助対象経費： (1)耐震診断、計画策定、耐震化の計画的実施誘導等に関する費用 (2)耐震改修工事費 (3)調査設計計画費 (区分所有権を有する者等が10名以上のマンションに限る) 3 負担割合等： (1)住宅の耐震化の支援に関する事業 ①地方公共団体が実施する場合 国 1/2、地方公共団体 1/2 ②地方公共団体以外が実施する場合 国補助：全体事業費の1/3かつ地方公共団体が補助する額の1/2

事業名	事業主体	事業概要
【建築住宅課】		(2) 建築物の耐震化の支援に関する事業 ① 地方公共団体が実施する場合 国 1/3、地方公共団体 2/3 ② 地方公共団体以外が実施する場合 国補助：全体事業費の1/3かつ地方公共団体が補助する額の1/2 (3) 住宅の耐震改修又は建替えに関する事業 ① 地方公共団体が実施する場合 国補助：耐震改修工事に要する費用の23.9%の1/3 ② 地方公共団体以外が実施する場合 国補助：耐震改修工事に要する費用の23.9%の1/3かつ地方公共団体が補助する額の1/2 (4) 建築物又はマンションの耐震改修に関する事業 ① 地方公共団体が実施する場合 国補助：耐震改修工事に要する費用の1/6 ② 地方公共団体以外が実施する場合 国補助：耐震改修工事に要する費用の1/6かつ地方公共団体が補助する額の1/2
02 耐震改修推進事業 【建築住宅課】	県	住宅の耐震性向上のため、雪国特有の住様式で簡便で安価な耐震化工法の検討を行い、実際の設計や施工に携わる方々や県民に普及啓発することで住宅の耐震化向上を図る。 ○負担割合：国 1/2、県 1/2
03 新潟県持家住宅建設資金貸付制度 【県独自事業】 【建築住宅課】	住宅金融公庫資金借受者	住宅金融公庫の耐震リフォーム融資を利用しても、なお資金が不足する者に対し、県が金融機関に資金を預託する協調融資の方法により、低利の上乗せ融資を行う。 1 貸付対象：次のいずれにも該当する者 ① 住宅金融公庫の「リフォームローン」のうち耐震改修工事融資の基本融資額の満額を借りること。 ② 前年1年間の所得が1,200万円以下であること。 2 貸付金額 1戸当たり10万円単位で50万円以上500万円まで 3 貸付期間：25年以内 4 貸付利率： ・当初10年間 住宅金融公庫の基準金利より1%低い金利 ・11年目以降 住宅金融公庫の金利と同じ

【基本事業 62402 公営住宅の耐震改修】

事業名	事業主体	事業概要
01 地域住宅交付金 【建築住宅課】	県、市町村	(再掲) 13ページ【基本事業 11301-02】参照

⑤ 災害に強い水道施設の整備

【基本事業 62501 水道施設整備への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 水道施設整備事業調査費 【生活衛生課】	国	水道事業の統合によるネットワークの構築等の計画立案について、厚生労働省が実施する調査事業へ取り込まれるよう支援をする。 1 事業内容： ・災害による断減水被害を最小化するための方策の検討 ・地震等による施設被害の防止、必要な応急給水の確保、迅速な復旧のためのマニュアルの作成 2 負担割合：国 10/10
02 ライフライン機能強化等事業費 【生活衛生課】	市町村	1 補助対象： ①対象市町村 全市町村（一部事務組合を含む） ②対象事業 市町村（一部事務組合）が行う水道事業で給水人口が5,001人以上である上水道事業と水道事業者に水道用水を供給する水道用水供給事業で整備する水道施設 2 補助対象施設： ①緊急時給水拠点確保等事業費 配水池、緊急時用連絡管、貯留施設、緊急遮断弁、大容量送水管 ②基幹管路耐震化整備事業費 導水管、送水管、配水管 ③水道管路近代化推進事業費 導水管、送水管、配水管、ポンプ施設、電気計装設備 3 負担割合： ①の事業 国 1/3、市町村 2/3 ②の事業 国 1/2、市町村 1/2 ③の事業 国 1/4、市町村 3/4 (条件により国 1/4～1/3、市町村 3/4～2/3)
03 生活基盤近代化事業	市町村	1 補助対象： ①対象市町村 全市町村（一部事務組合を含む） ②対象事業 市町村（一部事務組合）が行う水道事業で給水人口が101人以上5,000人以下の簡易水道の水道施設又は離島振興対策実施地域における飲料水供給施設の基幹的施設について行う改良事業で次に掲げるもの。 ・しゅん工後原則として40年以上経過した構築物を廃止して新設するもの。 ・設置後原則として10年以上経過した機械及び装置を廃止して新設するもの。 ・布設後原則として20年以上経過した管路を廃して新設するもの。 2 補助対象施設： ①取水及び貯水施設 ②導水及び送水施設 ③浄水施設 ④配水施設 ⑤飲料水供給施設（①から④までに掲げるものと給水に必要な屋外に新設する部分）

⑥ 災害に対応できる情報通信基盤の整備

【基本事業 62601 情報通信格差の是正支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 情報通信格差是正事業 (移動通信用鉄塔施設整備事業) 【情報政策課】	市町村	<p>携帯電話等の移動通信サービスが提供されていない地域であって、かつ、電気通信事業者等の採算性の問題から将来的にも移動通信サービスの提供が見込めない地域において、移動通信サービスを提供するために必要な施設の設置費用に対し補助する。</p> <p>1 補助対象地域： ①過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村及び豪雪地帯 ②電気通信事業者による移動通信サービスが提供されておらず、かつ、提供が予定されていない地域</p> <p>2 補助対象経費： ①施設・設備費 移動通信に必要な施設・設備の設置に要する経費 ②用地取得費・道路費 施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）</p> <p>3 負担割合 国 1/2、県 1/5、市町村 2/15、事業者 1/6</p>
02 情報通信格差是正事業 (民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業) 【情報政策課】	市町村	<p>民放テレビ放送を1波も良好に受信できない地域において、民放テレビジョン放送中継局の施設及び共同受信アンテナを設置しケーブルで各家庭に配信する施設の設置費用に対し補助する。</p> <p>1 補助対象経費： ①施設・設備費 テレビジョン放送の送受信又は再送信に必要な施設・設備の設置に要する経費 ②用地取得費・道路費 施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む)</p> <p>2 負担割合 ①テレビ放送中継施設の設置を行うもの 国 1/3、県 1/5、市町村 7/15 ②テレビ放送共同受信施設の設置を行うもの 国 1/3、県 1/6、市町村 1/6、加入者 1/3</p>
03 にいがたブロードバンド環境整備事業 【県独自事業】	市町村	<p>民間主導でADSLが提供されない地域で提供を実現するために、市町村が通信事業者を補助する場合について、条件を満たす場合に県が市町村に補助する。</p> <p>1 採択要件：以下のすべての条件を満たす場合 ①総回線数が1,000未満の収容局舎であること。 ②該当する収容局舎に関し、現にADSL、ケーブルインターネット、FTTH等によりブロードバンドが提供されていないか、市町村等から国等に対して、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業、加入者系光ファイバ網施設整備事業の実施要望が提出されていないこと。 ③事業実施区域が、特定地域（過疎、離島、振興山村、特豪、特定農山村）に指定された市町村の地区であること。 ④住民の利用ニーズが一定以上あること。</p>

事業名	事業主体	事業概要
【情報政策課】		2 補助対象経費： ①設備費 集合モデム（DSLAM）、スプリッタ、ルータ、スイッチ、監視・制御装置、ラック類、その他サービスを提供するために必要な機器類 ②簡易局舎の整備に要する経費（ただし用地取得費を除く） 3 負担割合：（標準スキーム） 県 1/4、市町村 1/4、事業者 1/2

【基本事業 62602 農業経営の活性化等に資するケーブルテレビ等の整備支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 元気な地域づくり交付金 （農村振興支援対策） 【農村環境課】	市町村	活力と個性あるむらづくりと農業の振興を推進するため、自主放送によるケーブルテレビなどの情報基盤整備を支援する。 1 補助対象： ①対象市町村 全市町村 ②対象地域 各市町村の農業振興地域 2 補助対象経費： 自主放送施設（スタジオ施設等）、伝送路施設（光ケーブル等。ただし補助対象は各戸の保安器まで） 3 負担割合： 国 1/3、県 未定、市町村 未定 4 事業期間：平成17年度～平成21年度

5 震災の経験と教訓の継承・発信

(1) 震災メモリアルと総合的教育研究機関

① 震災メモリアル拠点構想

【基本事業 71101 震災メモリアルパーク構想の検討】

事業名	事業主体	事業概要
—	—	(検討を進める)

【基本事業 71102 復興イベントの開催】

事業名	事業主体	事業概要
01 震災1周年イベント等の開催 【震災復興支援課】 【広報広聴課】 【文化振興課】 ほか		(調整中)

② 震災アーカイブス・ミュージアムの整備

【基本事業 71201 震災の資料・記録の収集と伝承】

事業名	事業主体	事業概要
01 中越大震災記録誌編集事業 【県独自事業】 【危機管理防災課】	県	中越大震災の記録誌を編集し、県内外の防災関係者に配布して防災対策の推進に資するとともに、図書館などにも配布し国民・県民の防災意識の高揚を図る。 1 編集方法： 外部の防災研究者を編集委員に迎え、取材執筆してもらうとともに、県作成原稿を監修してもらう。 2 記録誌の種類： 中越大震災から平成16年末までの記録及び1年間の記録の2種類 3 発行時期：平成17年9月、平成18年3月

③ 防災・安全に関する総合的教育研究機関の開設促進

【基本事業 71301 防災・安全に関する総合的教育機関の開設検討】

事業名	事業主体	事業概要
—	—	(検討を進める)

【基本事業 71302 総合研究センターの設置検討】

事業名	事業主体	事業概要
—	—	(検討を進める)

新潟県中越大震災復興計画／事業概要書

発行 平成17年 8 月

編集 新潟県

総合政策部 震災復興支援課

〒 950-8570 新潟県新潟市新光町 4 番地 1

TEL : 025-280-5220 FAX : 025-280-5221

E-Mail : t0201903@mail.pref.niigata.jp

URL : <http://www.pref.niigata.jp>